

会報

第 156 号

◇エッセー

「医は仁術」から「自己決定の医療」

への転換の意味するもの

名古屋大学長 加藤 延夫

■諸会議議事要録

理事会

第3常置委員会

第5常置委員会

第6常置委員会

第7常置委員会

医学教育特別委員会

■予算・決算

平成8年度国立大学協会歳入歳出決算

平成9年度国立大学協会歳入歳出予算（案）

国立大学協会

平成9年6月

会報

平成9年6月 第156号

第47卷第2号通巻第156号

平成9年6月号

国立大学協会

●エッセー

- 「医は仁術」から「自己決定の医療」
への転換の意味するもの 名古屋大学長 加藤 延夫5

【事業報告】

■諸会議議事要録 (平成 9 年 1 月～ 4 月)

理 事 会 (3.3)13

報 告

- 会務報告
韓国大学教育協議会15周年国際会議について
各委員会委員長報告
大学入試センターからの報告

協 議

- 平成 9 年度国立大学協会歳入歳出予算 (案) について
役員・委員の改選手続 (案) について
委員の交代について
特別委員会の設置について
衛星通信利用について
次期会長について
当面する諸問題について
その他 (次回理事会の日程について)

第 3 常置委員会 (3.14)24

- 育英奨学制度及び教育改革プログラムについて
衛星通信大学間ネットワーク構築事業の有効活用について
就職協定の問題について
就職協定廃止後の状況及び今後の対応について
インターンシップ等に関する特別委員会特別委員について

第 5 常置委員会・UMAP 小委員会合同委員会 (1.27)28

- UMAP 国際事務局の設置について
韓国大学教育協議会からの招待について

第 6 常置委員会・学生納付金等検討小委員会合同委員会 (3.17)33

- 専門委員の委嘱について
平成 9 年度特別会計予算について
国立大学の民営化問題について

第 7 常置委員会 (1.17)37

- 大学院にあり方について

生涯学習について	
情報公開について	
複写権に関する問題について	
文部省職員の倫理規程の制定及び職員の兼業手続きの一部改正について	
学術情報について	
第7常置委員会 (2.21)	41
学術情報について	
産学共同研究について	
情報公開について	
大学院のあり方について	
国立大学の民営化問題について	
第7常置委員会 (4.3)	44
S C S小委員会への委員選出について	
産学協力の推進と兼業のあり方について	
情報公開について	
学術情報について	
助手問題について	
東京都生涯学習推進懇談会について	
第7常置委員会 (4.30)	48
学術情報について	
情報公開について	
S C S小委員会の審議状況について	
産学協力の推進と兼業のあり方について	
助手問題について	
医学教育特別委員会 (2.13)	53
医学教育をめぐる動きについて	
医学部(医学科)の4年制コースについて	
委員交代について	
諸 会 合(平成9年1月～4月末までの開催会議)	57
【予算・決算】	
平成8年度国立大学協会歳入歳出決算	58
平成9年度国立大学協会歳入歳出予算(案)	59

【その他】

特別委員会の設置等60

編集後記

「医は仁術」から「自己決定の医療」への転換の意味するもの

名古屋大学長 加藤 延夫

医学・医療の宿命

生あるものは必ず病む。病めるものは、病苦からの癒しを求めて医師を訪れる。これは、古今東西を通じて変らない日常的事実である。

癒しを求める人はすべて、「万能の神」ならぬ「万能の医療」、そして、その実践者としての「万能の医師」の存在を信じ、速やかな病苦からの解放を願う。「医は仁術」という古くからの言葉は、この願いの実現への強い期待が込められているように思われる。

「医は仁術」の実践者としての、古くは「クリミヤの天使」と呼ばれたナイチンゲール、近現代ではシュバイツァー、マザー・テレサらで象徴される医療人の医療行為を、多くの人々は崇高なものとして称えてきた。

しかし、現実には医療は万能である筈はなく、もちろん「万能の医師」は実在しない。したがって、くり返すまでもなく、当然「万能の医療」、「万能の医師」は幻想でしかない。この幻想であるという事実と、人の病苦を救うという目的をもつ医療に対する人々の期待の大きさととの落差が、医療の基盤である科学としての医学が本来的にもつ苦悩ないし悲劇的宿命の由来とも言えるのではなかろうか。

20世紀の終りに近づきつつある昨今、わが国の社会のすべての領域で転換期を迎えている。というよりも、むしろ、既存の機構では新しい前進が期待できなくなり、抜本的改革を余儀なくされていると言った方が適切かも知れない。すべて

の領域で抜本的改革を達成するためには、我々の骨の髄までしみついた既存の固定的価値観からの脱却が必須であろう。

わが国の医療のレベルをどうみるか

わが国の医療のレベルをどのように評価するか。この質問に対する解答は、評価対象となる医療の中の分野によっても、評価する側の人々の立場により多様であろう。おしなべて言えることは、世界の医療を変えるような先駆的・先導的成果の乏しさは、医学・医療に携わる者として謙虚に反省しなければならない。この反省のうえに立って、創造的研究の活性化に努力しなければならないことは言うまでもない。

しかし、この点について弁解がましいことをつけ加えたい心境になるのは、筆者だけではないだろうと思う。医療における冒険的試みを好まない、あるいは否定する風潮が一般社会にも研究者の側にもあり、あるいはそれが日本人の国民性であって、それが創造的研究に対する心理的抑制になっていはいはしないか。一例をあげれば、臓器移植については、わが国が米国や欧州の先進国に大きく水をあけられている事実の背景には、まさしくそのような弁解が当てはまるように思う。

この国民性は、究極的には基本的人権、生命倫理を第一義的に尊ぶことにつながることになり、誇るべき長所でありこそすれ、短所ではないであろう。しかし、これが余りにも強く表れることにより、医療における創造的研究の阻害因子になることだけは避けたいものである。多くの批判の存在を承知のうえで、わが国の医療のレベルを評価し、さらに近年の問題点について触れたい。

わが国の医療についての一つの見方

わが国は世界のなかで最長寿国になり、かつてない長寿社会が到来した。しかも、長寿化の傾向は、今後さらに進むと思われる。わが国の医学・医療の水準が高いこととあいまって、健康保険制度の整備が進み、国民の大多数はいつでもどこでも、高度先進医療の恩恵に浴することができることが、長寿社会の出現に深くかかわっていることは疑いのないところであろう。

しかし、高度先進医療の普及は、高額医療とそれに伴う健康保険の収支不均衡という深刻な問題を生ずるに至った。また、それとともに、医の科学としての進歩が病める人々に真の幸せをもたらすかという疑問が多くの人々の中に生じてきた。

わが国に限らず、人類共通のことであるが、医（医学・医療）の目的は、病気の本態を明らかにし、その診断法、治療法を確立して、病苦に悩む人々を救うことと、その病気の発生の機構を明らかにし、その発生を予防する方法を確立することである。同じ病気でも、それぞれの人により病気の表れ方の程度や時間が異なるので、多くの人についての成績の累積が必要である。その累積の結果初めて、その病気についての知識の体系ができて上がる。医の科学は当然のことながら、高度に発達した関連科学の知識・技術を駆使して、病気の全体像を余すところなく極めようとし、診断法、治療法、予防法を完璧なまでに完成させようとする。その結果、医の科学は大いに進歩してきたし、現在も日々新たに進展を続けている。

しかし個々の患者の日常診療に当たって、可能性の極限まで追求しようとする医の科学が、病苦を癒し、心穏やかに快適な生活を取り戻すという医の原点の精神に沿ったものであるとは必ずしも言えない場合も多い。このような場合に、単なる延命治療の拒絶や尊厳死・安楽死を望む例も生じてくる。

このようにみえてくると、科学技術としての医学(医科学)の発展は究極的には人類に幸福と喜びをもたらすものであり、地球上のすべての地域に住むすべての人々にその恩恵が及ぶのが理想であることには疑いがないとしても、高度に進歩した医科学をその応用分野である医療の世界に無批判・無選択に持ち込むことにより直ちにこのような結果が得られることを意味するものではない。しかし、多くの場合、特に医療の治療的処置によって完全な健康の回復と快適な生活への復帰がかなえられる場合は、患者あるいはその家族と医療人との間には、医療の具体的方針や目的に大きな意見の相違が生ずることは少ないであろう。ところが、現代の医療では最大限の努力をしても、完全な健康の回復は困難で、死期を遅らせるにとどまる場合、様相は違ってくる。患者あるいは家族の幸せと感ずるところと医療人の望むところが必ずしも一致するとは限らないのである。このような場合、医療の方針を決定するのに現在優先的に尊重すべきこととして注目されたのがインフォームド・コンセントなる概念である。こんな形で強調する必要もない程、この概念は既に広く社会に浸透している。

わが国の医療におけるインフォームド・コンセント

インフォームド・コンセントの概念がわが国の医療の世界に導入され、その重要性が叫ばれて未だそれ程長くない。

「インフォームド・コンセント」を日本医師会生命倫理懇談会は「説明と同意」と訳し、「日常診療における説明と同意とは、医師の患者に対する説明と、患者がその説明を理解・納得したうえで同意すること」と定義し、説明の範囲として、病名と病状、行おうとする治療法、治療の危険度、そのほかの選択肢、予後が含まれるべきであると規程した(1990)。その2年後、日本弁護士連合会は「患者の

権利の確立に関する宣言」を採択し、「インフォームド・コンセントとは、患者が自己の病状、医療行為の目的、方法、危険性、代替的治療法などについて正しい説明を受け、理解したうえで自主的に選択・同意・拒否できること」と定義した。日本弁護士連合会の定義は、日本医師会のそれよりも一步踏み込んだもので、単なる「理解したうえで同意」のみでなく、医師の行おうとする治療法などの医療行為に対する自主的選択権、言い換えれば自己決定権を認めるものである。最近の世論の風潮としては、日本弁護士連合会の定義が一般的になっていると思われる。

インフォームド・コンセントについて気がかりな点

医療におけるインフォームド・コンセントの普及・浸透により、医療の方針の決定権が医療を授ける側から医療を受ける側に移ることにより、患者の基本的人権は守られ、すべて萬々歳だと、大喜びすることができるであろうか。確かにインフォームド・コンセントが特に重視される終末期医療においては、患者のクオリティー・オブ・ライフ（QOL）は患者自身の意志と希望により十分に尊重され、患者自身の納得のいく終末期の過し方が選択されることになる。

医学の領域に身をおく筆者自身の偽らざる率直な感想として、次のような問題点があるであろう。医学・医療のすべての分野における進歩は極めて著しく、医療技術、医療機器・機材の発達は高度で急速である。自分の専門分野と少し異なった、いわば隣接分野のことですら理解することが困難なことが多い。一般の患者が治療方針などの医療行為の説明を理解し、自己選択・決定するためには、判断するために不可欠な正確にして十分な知識や情報をもつことが要請される。医師を始めとする医療人と患者との間に十分な信頼関係が確立されていれば、患者

にとって医療人の助言や、時に説得は有効な役割を果たすであろう。しかし、最後の決定権が患者自身（あるいはその家族）にあるとすると、医療人側からみると、その選択の妥当性、客観性に納得のいかない場合もあるのではなかろうか。

治療方針などの十分な説明の際、当然考慮されると思われるが、多くの治療薬や治療法についての説明は、蓄積されたデータに基づくものであり、個々の生体の反応は、極言すれば予測不能であると言わざるを得ない。予測と結果が乖離する危険性は常に存在する。

先に、医療技術や医療機器・機材の高度の発達は、必然的に医療の高度化への道を歩ませる結果となることを述べた。高レベルの福祉が棚ボタ式に与えられないことは自明の理であるので、高い福祉の保証は国民の負担増にはねかえらざるを得ない。この負担増は、健康保険の料金の増額と、医療を受けたときの個人負担の増額の二つの方向とも必要となるであろう。

このようにみえてくると、将来は治療方針の自己選択・決定にこれまで以上に経済的条件が大きな要因となる可能性の増大を否定できないのではないか。福祉国家を標榜するわが国として、このようなことが起こらないようにしなければならないのは言うまでもないが、具体的にどのようにしたらよいのか。ここでも再び国の財政状態が大きく影響する。

おわりに

おそまきながら、わが国の医療に、インフォームド・コンセントの概念が導入され、広く浸透してきていることは喜ばしいことである。その概念の現在のとらえ方は、当初日本医師会生命倫理懇談会のたてた「十分説明し、理解を得たうえで同意すること」という定義を越えて、日本弁護士連合会の「正しい説明を受け、

理解したうえで自主的に選択・同意・拒否できること」の定義に移行している。これは、医療を受ける側の「自己決定権」の尊重を意味する。このことは、換言すれば、医療を受ける人々の基本的人権を尊重し、生命の尊厳や生きがい損なわれないよう配慮することを第一義的な基本方針とすることを意味する。このような概念の医療における定着は当然のことで、むしろ遅きに失したと言うべきであろう。さらにつけ加えるならば、この概念は医療だけではなく、社会全般、人々の日常生活全般に及ぶべきものである。

以上のようなインフォームド・コンセントについての主張は、医療人側からも、医療人以外で医療に強い関心をもつ人々からも、頻繁に行われてきた。医療人の側からよりも医療人以外から、より頻繁により声高に語られてきたようにみえる。近代民主主義の理念が個人の自由・平等・幸福追求などの基本的人権の保障にあり、わが国の国家存立の基盤が民主主義であることから、このような主張は当然であろう。

筆者は、医療におけるインフォームド・コンセントの概念の定着を歓迎し、医療の大きな進歩であることを肯定しつつも、それが医療の方針決定の理想であり得るか、あるいは金科玉条であり得るかについて一抹の危惧を感じざるを得ない。

患者個人が「自己決定権」を行使する場合、当然のことながらその選択・決定した方針が、予想あるいは希望したとおりの結果が得られるためには、正確な知識に基づく判断を要する。また、「決定権」を行使するためには、その選択・決定についての責任を負う覚悟が必要である。また、医療費高額化傾向のさなかにある現在、個人負担の増額の傾向も免れないとすると、「自己決定」の要因の重要部分として経済的条件が優先されることも危惧される点である。

したがって、インフォームド・コンセントなる概念をもって医療の理想、ない

し金科玉条とするよりは、その精神を尊重しつつ、能力・技術についても、人格についても、人間観・世界観についても、卓越した医師あるいは医療人を信頼して、医療の方針などを「おまかせ」することがあってもよいのではないか。「インフォームド・コンセントの導入」を「おまかせ医療」からの訣別ないし脱却というように、二つを対極の価値観と位置づける必要があるのであろうか。それよりも、この両概念の融合こそが理想ではないだろうか。

両概念の融合を理想たらしめるためには、大きな前提条件が必要なことも、また言うまでもない。それは、本稿の冒頭で述べた「医は仁術」が、その文字の意味するとおりに正しく実践されることである。それを可能ならしめるための指針として、幕末のころ、緒方洪庵が適塾に掲げた「扶氏医戒之略」(1762年に生まれドイツの内科医フーフェラントの著書の一部の訳)以上のものを筆者は知らない。それをここに記して本稿を結びたい。

「医の世に生活するは人の為のみ、おのれがためにあらずということを斯業の本旨とす。安逸を思わず、名利をかえりみず、唯おのれを捨て人を救わんことを希うべし。人の患苦を寛解する外他事あるものにあらず」。

〔参考文献〕

飯島宗一・加藤延夫監修『人間性の医学』名古屋大学出版会、1997。

事業報告

諸会議議事要録

理事会

日時 平成9年3月3日(月) 13:00~16:00

場所 学生会分館(本郷)6号室

出席者 吉川会長

井村, 阿部各副会長

丹保, 吉田, 阿部, 江崎, 丸山, 木村, 野村(東), 岡田, 後藤, 金森, 西塚,

北川, 小坂, 鮎川, 杉岡, 佐古, 野村(新)各理事

久々宮(第3), 梶井(第4), 武藤(第6)各常置委員会委員長

堀川, 鈴木各監事

石川(医学教育), 蓮見(教員養成)各特別委員会委員長

(大学入試センター)廣重所長, 菊地管理部長

吉川会長主宰のもとに開会。

初めに, 会長から次のように挨拶があった。

本日は, 学年末ご多忙のところお集まりいただき, 厚くお礼申し上げる。

本理事会は, 平成9年度の国大協予算(案)のほか, いくつかの案件についてお諮りするとともに, 各委員会の審議状況についてご報告をお願いしたい。

なお, 委員会報告のため特別委員会の委員長にもご出席願ひ, また, 平成9年度大学入試センター試験の実施状況などのご報告をいただくため, 後刻, 大学入試センターの廣重所長にもご出席いただくので, ご了承いただきたい。

ついで, 会長から, 去る2月21日に逝去された神野福井大学長の国大協への貢献に対する謝意と哀悼の意が表された。

引続き会長から, 学長交代に伴い初めて出席の次の理事の紹介があった。

東北大学 阿部 博之(前任; 西澤潤一)

愛媛大学 鮎川 恭三(前任; 三木吉治)

ついで, 滝沢事務局長から, 出席状況及び定足数の確認等について, 次のとおり報告があった。

理事会は, 会則第18条により, 理事及び常置委員会の委員長の総数の半数以上の出席が必要であるが, 定数24名に対し出席者は23名なので, 定足数を満たし, 成立している。なお, ご欠席の連絡があったのは, 第2常置委員会委員長の加藤名古屋大学長である。

引続き会長から, ただいまの報告のとおり必要な定足数を満たしているので, これより議事に入りたい旨述べられた。

I 報告

1. 会務報告

会長から, 前回理事会以降の会務報告について「資料4」に基づきご報告することとしたい旨述べられ, 以下の事項について報告があった。

(1) 育英奨学事業の在り方に関する調査研究協力者会議におけるヒヤリングについて

文部省高等教育局学生課から、「今後の育英奨学事業の在り方について」意見聴取の依頼があり、11月20日、久々宮第3常置委員会委員長及び安永委員が出席し、意見を述べた。

(2) 教育課程審議会総会におけるヒヤリングについて

初等中等教育局から、「今後の教育課程の在り方（＊今後の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、盲・聾・養護学校における教育の全体的在り方、＊各教科における教育内容の改善点など）」について意見聴取の依頼があり、1月23日、太田お茶の水女子大学長が出席し、意見を述べた。

(3) 第15期中央教育審議会におけるヒヤリングについて

中央教育審議会会長から、「大学の入学者選抜の改善」について意見聴取の依頼があり、1月28日、加藤第2常置委員会委員長が出席し、意見を述べた。（「資料14」参照）

(4) 文部省と国大協との懇談会

12月12日、文部省と国大協との懇談会が開催され、国大協から吉川会長、井村副会長、阿部副会長、梶井第4常置委員会委員長、武藤第6常置委員会委員長、丸山千葉大学長並びに特別会計制度協議会の長谷川、小川、黒川、滝沢の各専門委員、文部省から井上事務次官、佐藤官房長、雨宮高等教育局長、林田学術国際局長、勝山文教施設部長ほか関係官が出席し、文部省から平成9年度予算編成の概要並びに平成10年度入学者に係る学生納付金の改定の動向について説明を受けた後、意見交換を行った。

(5) 文部大臣と国立大学協会会長との懇談

1月16日、文部省において、小杉文部大臣と

吉川会長が懇談し、教育改革問題について意見の交換を行った。

(6) 全国高等学校長協会との懇談

12月19日、国立大学協会と全国高等学校長協会との懇談会が開催され、国大協から加藤第2常置委員会委員長、入試将来ビジョン検討小委員会の市川、山極、小嶋、松井、岩坪、清水、荒井の各委員、全国高等学校長協会から和田会長（東京都立戸山高校長）、岩崎大学入試対策委員会委員長（東京都立富士高校長）、久野全普高入試制度研究委員会委員長（東京都立日比谷高校長）ほか関係者が出席し、「大学入学者選抜と高校教育の課題」について懇談した。

(7) 全国大学高専教職員組合（全大教）との懇談について

全大教からの申し入れにより、12月5日、梶井第4常置委員会委員長が全大教の三宅副委員長ほか8名と会い、教室系技術職員の位置づけ、官職の設定等処遇問題および教務職員問題について懇談した。

なお、前回総会以後にきた国大協宛要望書は「資料5」のとおりである。

2. 韓国大学教育協議会15周年国際会議について

会長から次のように報告があった。

韓国大学教育協議会から国大協会会長宛に、同協議会主催により「極東アジア地域において21世紀に向けて挑戦する高等教育の改革と繁栄」をテーマ（グループセッション I；21世紀に向けて儒教文化と大学生の価値観教育 II；極東地域における高等教育の協力（韓国、中国、日本） III；高等教育と産業界との協力強化）に本年4月15日から4月22日にわたり開かれる国際シンポジウムにわが国の国立大学長3名の

出席要請があった。常務理事会でこの取扱いについて協議し、応諾することとしたが、人選については第5常置委員会に一任した。その結果、中嶋嶺雄東京外国語大学長、武村泰男三重大学長、加茂直樹京都教育大学長の3名にご出席いただくことになった。

3. 各委員会委員長報告

前回理事会以降の各委員会の審議状況について、各委員長等からそれぞれ次のように報告があった。

(1) 第1常置委員会（金森委員長）

前回総会以降本委員会は開催していないので、委員会審議の報告はないが、今後の審議に関わってご意見を伺いたい。

その一つは、本委員会委員から、委員会で検討すべき問題として3点の提案があった。それは、①学部自治と大学運営の関係について国大協としてはっきりした指針をつくる、②教育研究特別経費（いわゆる「学長裁量経費」）を完全な学長の裁量のもとで重点的に配分されるように国大協として方針を打ち出す、③学内の教員の空定員を学長の裁量で重点的に使用することについても国大協として方針を打ち出す、というものである。このうち①については、今後委員会として検討したいが、②、③については、大学によっては既に学長の裁量で行われているところもあり、国大協として見解を出すことが適当かどうか、又、仮に見解を出すとするれば、どういう形でまとめるかが問題であり、これについてご意見を伺いたい。

もう一つは、教員の任期制の問題である。人事院は、全国一律の制度として任期制を設けた場合には、給与その他について優遇策を講じる

ことはできるが、各大学が個々に設けた任期制についてはそれは難しいということであるので、この際、任期付きのポジション（たとえば「講師」など）を新たに設置し、それを利用するかしないかは各大学の自由に任せるという形で、任期制の有効利用が図れないものか、今後検討したいと考える。

(2) 第2常置委員会（加藤委員長欠席により代って滝沢事務局長が報告）

前回総会以降本委員会は開催していないが、以下の点についてご報告申し上げます。

1) 入試将来ビジョン検討小委員会について
去る平成8年12月19日(木)に第5回、平成9年2月27日(木)に第6回の入試将来ビジョン検討小委員会を開催し、「高校教育と大学教育の接続」の問題及び「進路と適性等」について検討したほか、報告書の取りまとめ方について協議した。

2) 全国高等学校長協会との懇談について
去る平成8年12月19日(木)に加藤委員長ほか入試将来ビジョン検討小委員会委員が、全国高等学校長協会の和田会長（東京都立戸山高等学校長）ほか5名の役員と入試に関する問題（学習指導要領改訂に伴う新学力観に基づく高校教育の実態と対応、大学入試センター試験・個別学力試験のあり方、入試改善への課題等）について懇談した。

3) 中央教育審議会第202回総会における意見発表について

去る1月28日(火)開催の標記総会において、加藤第2常置委員会委員長が「大学の入学者選抜の改善」に関する意見を述べた。その要旨は配付の「資料14」のとおりである。

(3) 第3常置委員会(久々宮委員長)

前回総会以降本委員会を開催していないが、就職協定の問題についてその後の経過等を簡略にご報告したい。

昨年11月総会において、日経連会長が10月2日に記者会見し、状況によっては就職協定が廃止されることもあり得る旨発言があったことを報告したが、その後、企業側は協定廃止の方向が強まり、就職協定協議会特別委員会(企業側と大学側で構成)等において協定の取扱いに関して種々協議を行った。この間、本委員会各委員等のご意見も伺い、その上で協議に臨んだが、結果は、平成9年度については就職協定は締結せず、これまでの協定に代え、大学側は「就職事務についての申合せ」を定め、また、企業側は「採用・選考に関する倫理憲章」を定め、これらを相互に尊重し合うという形で結着した。なお、就職協定協議会が廃止された場合でも、就職・採用について大学側・企業側間の協議機関が何らかの形で必要であろうということでは両者で合意している。

(4) 第4常置委員会(梶井委員長)

教室系技術職員の問題については、前回ご報告した以後、特に進展はない。当面、行政職(一)俸給表の中での処遇改善として、新たに専門員、専門職員等の官職をどういう形で設定していくかということで文部省と協議しているところである。この3月には、文部省から、省内の検討結果にもとづくこの問題についての方針が示されることになっているので、それを俟って官職設定等の具体化をどう図っていくか議論をすすめたい。また、教務職員の問題については、現行制度を前提にした待遇改善の観点からでは議論が進展しない、大学が教務職員を組織上どう

位置づけるか、制度の問題として第1常置委員会で検討いただくのが適切かと思われる。

(5) 第5常置委員会(江崎委員長)

(委員長が途中退席されるため、報告と合わせて協議が行われた。)

1) UMAP 国際事務局の日本への設置について

平成8年8月にニュージーランドのオークランド市で開催された第5回UMAP会議において、日本にUMAP国際事務局を設置することが合意され、去る11月開催の国大協総会において、UMAP国際事務局設置についての具体的な提案をオーストラリア、ニュージーランド、タイ、日本で構成する検討会に提出することが了承されたが、その後、11月29日付をもって検討会にこれを提出した。この提案に対して、本年1月、オーストラリア、ニュージーランド、タイよりそれぞれ意見及び申出があった。そこで、これについて1月27日開催の本委員会で検討し、2月17日開催の「UMAP国際事務局の設置についての検討会」(国立大学協会・公立大学協会・日本私立大学団体連合会及び文部省の出席者で構成)で協議し、意見・申出に対する回答案を作成した。

引続き同委員長から、「資料11」にもとづき、UMAP国際事務局日本設置の提案に対する意見・申出の内容とそれに対する回答案について説明があった。

2) 「UMAP 国際事務局設置日本準備委員会(仮称)」の設置について

2月17日開催の「UMAP国際事務局の設置についての検討会」において、日本私立大学団体連合会から、UMAP国際事務局設置をすすめるについて、現在の検討会から正式な協議機

関とし名称も改めることが提案され、基本的に合意された。ついては、「UMAP 国際事務局設置日本準備委員会（仮称）」の設置についてお話ししたい。お認めいただければ、委員会の構成については、国立大学協会 4 名、公立大学協会 3 名、日本私立大学団体連合会 4 名（各団体ともそれぞれ事務局職員 1 名を含む）の計 11 名とし、平成 9 年 4 月 1 日から発足させたい。

以上の説明について審議が行われた結果、「UMAP 国際事務局日本設置に関して『検討会』メンバー（オーストラリア、ニュージーランド、タイ）から出された意見に対する回答」（案）については、一部文言修正を加えること並びに先行事務局の具体的設置場所の確定をまって回答を行うことが承認され、また、「UMAP 国際事務局設置日本準備委員会」の設置については、異議なくこれが承認された。

(6) 第 6 常置委員会（武藤委員長）

前回総会以降本委員会を開催していないが、学生納付金問題について若干ご報告申し上げたい。

国立大学の授業料について、昨年秋の総会の前後（11月12日及び14日）、吉川会長、井村、阿部両副会長、武藤第 6 常置委員会委員長及び滝沢事務局長が大蔵省に赴き、小川事務次官ほかの関係官と面談し「国立大学における学生納付金に関する要望書」を提出要望した。また、12月12日、文部省と国大協との国立学校特別会計に関する協議に引続き、文部省から、学生納付金問題についての財政当局との折衝状況について説明を受け懇談したが、その際にも増額改定抑制への一層のご努力をお願いした。これらの結果、文部省のご尽力もあって、12月28日に決定された大蔵省原案では当初予想された額より

も低く、入学科（平成10年度入学者から適用）については、5千円アップの27万5千円に、検定料については、2千円アップの3万3千円ということになった。なお、来る3月17日に本委員会と学生納付金等検討小委員会との合同委員会の開催を予定しており、学生納付金の問題のほか、できれば、行政改革委員会や財政制度審議会で取り上げられている国立大学の法人化、民営化等についても議論したいと考えている。

ついで、井村副会長から、次のように問題提起があった。

国立大学の施設整備費が平成 8 年度は約 1,500 億円であったものが、平成 9 年度予算では平成 8 年度に比べて約 200 億円減の 1,300 億円程度に下がった。施設整備費が政府の財政支出削減のターゲットにされているのではないか。このままでは、平成 10 年度は更に減ることにならないか憂慮される。このほど策定された「科学技術基本計画」の柱の一つに、研究費の増、研究支援体制の充実とともに施設・設備の整備ということが盛り込まれているが、施設・設備については数値目標が示されていないので、弱い。この問題について国大協として対応を考える必要があるように思う。

これについて、次のような意見があった。

- 国立大学の施設がいかに狭隘、老朽化しているか、具体的データを示してその改善の必要性を、財政当局、文部省、各政党などに要望していく必要がある。
- たとえば、新聞に広告を打って実状を社会に訴えることも考えてはどうか。
- 文部省も危機感をもって、近く、協力者会議を発足させて施設の問題について検討を始めるということであり、その審議の結果に期待したい。

(7) 第7常置委員会(丸山委員長)

毎月1回のペースで本委員会を開催し、種々の問題について検討をすすめている。

1) 国立大学附属図書館の改善について、特に図書館の電子化に伴う問題について検討し、これの報告がまとまりつつある。

2) 予て日本複写権センター(複写に関する著作権処理を一括して行う機関)から国立大学に複写に伴う複写利用許諾契約の締結が求められており、目下、東京大学事務局にお願いして、同事務局で使用する複写のうちで契約の対象となるべきものがどの程度あるかを調査していた。その調査結果なども踏まえて対処したいと考えている。

3) 科学技術基本計画の中に、国立大学と民間との共同研究の推進が織り込まれ、新しい産学共同が求められる中で、国立大学として産学共同研究についてのルールづくりを始めた。できれば、来る6月総会までにガイドライン案をまとめるようにしたい。

4) 政府による情報公開法要綱案が出て、情報公開法制定に向かって動いているが、情報公開は国立大学にとっても大きな問題であり、大学として何は公開できて何は不開示とすべきか検討を始めたところである。

(8) 医学教育特別委員会(石川委員長)

文部省の「21世紀医学・医療懇談会」で、医学・医療改革の一つとして、新たに、大学卒業者を対象とした医学部4年制コースの設置などが示唆されているので、本委員会及び専門委員会でこの問題について検討した。その結果、「懇談会」で指摘されているように、18歳という年齢では必ずしも医学部志望者としての自覚・動機づけを持って入学してくるかどうか、医師と

して適性があるかどうか十分な判断が難しいということ以外に、入学者選抜や人材育成の多様化に役立つことが期待されるので、国立大学の医学部に4年制コースを積極的に導入することを提言することとした。

以上のような報告に引続き、同委員長から、「医学部(医学科)4年制コース創設の提言」(案)(「資料6」)について説明があった。

ついで、若干質疑応答があったのち、会長から、同提言(案)の総会提出について諮られた結果、了承された。

(9) 教員養成特別委員会(蓮見委員長)

平成7年度及び8年度の2年間にわたり科研費をうけて調査研究してきた「国立大学附属学校のあり方・役割について」について、昨年秋の総会に中間的まとめを報告したが、その後、いくつかの附属学校への実地調査及び国立大学教員養成系学部全教官を対象とした意識調査を行い、1月28日及び2月28日開催の作業委員会で、これら調査の分析整理とともに、附属学校の将来についての提言の取りまとめについて検討した。その結果、ほぼ最終報告がまとまる見通しとなった。なお、今回の調査研究の内容は、多くの統計表等を含み大部になるので、本委員会の報告書のまとめ方としては、科研費の分の報告とは別に、「調査結果の概要と提言」の形にしたい。

4. 大学入試センターからの報告

大学入試センターの廣重所長から、大学入試センター試験に関し次のような報告があった。

平成9年度大学入試センター試験は、過去最高の約60万人の志願者があり、全国公立大学と152の私立大学の協力を得て、去る1月18日(土)及

び19日(日)の両日実施し、ひとまず終了することができた。

実施結果の概要については、去る2月5日に公表したが、既にご承知のとおり、①試験問題の訂正、②平均点の較差の問題、③試験実施上の諸問題等が発生し、各学長はじめ関係各位にご迷惑をおかけしたことに對しお詫び申し上げます。

試験問題の内容自体については、総体的には良問であるとの評価を得ているが、残念ながら、一部の科目において問題が生じた。特に、「数学Ⅱ・数学B」と「旧数学Ⅱ」における平均点の較差の問題については、浪人生や予備校関係者等から、得点調整をすべしとの意見が寄せられたが、①平成9年度センター試験から得点調整は行わないことを決定し、実施要項や受験案内で周知していること、②多くの受験生を納得させる調整方法がないこと、③仮に得点調整を行った場合、新たな不公平を生じ、大きな混乱を招きかねない等から、得点調整は行わないことを再確認した。

大学入試センターとしては、平均点の較差の問題については、作題委員による十分な検討をお願いするとともに、現行の試験問題の点検体制を見直して、点検機能の強化を図ることはもとより、現行の点検体制に加えて、新たに試験問題の難易度を点検する組織を設けることとした。また、その他の問題についても、速やかに改善策を検討し、その結果を来年度以降のセンター試験に反映させていきたい。

以上の報告説明について若干質疑応答及び意見交換があった。

II 協 議

1. 平成9年度国立大学協会歳入歳出予算(案)について

会長から、平成9年度国立大学協会歳入歳出予算(案)についてお諮りしたい、と述べられた。

ついで、事務局長から、「資料8」に基づいて説明があり、原案どおり承認され、これを6月総会に付議し追認を得ることとした。

2. 役員・委員の改選手続(案)について

会長から、来る6月総会において、役員・委員の改選が行われることになるので、その手続等についてお諮りしたい、と述べられた。

ついで、事務局長から、「資料8」の説明があり、協議が行われた結果、次のとおり決定した。

(1) 地区代表理事(世話人)の選出について

北海道・東北地区＝東北大学

関東・甲信越地区＝筑波大学、一橋大学

中部地区＝名古屋大学

近畿地区＝京都大学

中国・四国地区＝岡山大学

九州地区＝九州大学

なお、各地区での理事候補者互選の結果は、5月9日(金)までに事務局に報告することとした。

(2) 所屬希望委員会に関する各学長への照会について

これについては、各学長から4月11日(金)までに回答を事務局に提出して貰うこととした。

3. 委員の交代について

会長から、常置委員会の教員委員及び特別委

員会委員について「資料9」のとおり選任してよろしいかお諮りする旨述べられ、異議なく承認された。

4. 特別委員会の設置について

会長から、特別委員会の設置について次のように諮られた。

去る2月6日開催の常務理事会において、国立大学の民営化ということが行政改革委員会、財政制度審議会などで議論されているほか、新たに設置された首相直属の行政改革会議でも検討対象に挙げられそうな気配があるので、対応を協議した結果、早急に特別委員会を設置してこの問題に対処する必要があるとの結論になった。そこで、特別委員会設置の原案を作成したので、ご審議いただきたい。

引続き会長から、「資料10」の「特別委員会の設置について」(案)について説明があり、審議が行われた。

その結果、異議なくこれが承認された。

特別委員会の構成等は次のとおりである。

委員会名：国立大学の在り方と使命に関する
特別委員会

審議課題：高等教育における国立大学の位置
と使命

設置期間：平成9年3月3日から平成11年3
月2日

委員長：阿部 謹也(一橋大学長)

委員：木村 孟(東京工業大学長)

〃 中嶋 嶺雄(東京外国語大学長)

〃 武藤 輝一(新潟大学長)

〃 慶伊 富長(北陸先端科学技術大
学院大学長)

委員：宮島 洋(東京大学大学院経済
学研究科・経済学部教
授)

〃 金子 元久(東京大学大学院教育
学研究科・教育学部教
授)

〃 中谷 巖(一橋大学商学部教授)

〃 岸本 重陳(横浜国立大学経済学
部教授)

〃 野村 浩康(名古屋大学大学院工
学研究科教授・副学長)

〃 潮木 守一(名古屋大学大学院国
際開発研究科教授)

〃 田中 成明(京都大学大学院法学
研究科・法学部教授)

〃 吉田 和男(京都大学経済学部教
授)

〃 丸山 正樹(京都大学大学院理学
研究科・理学部教授)

〃 猪木 武徳(大阪大学経済学部長)

〃 天野 郁夫(国立学校財務センタ
ー教授)

5. 衛星通信利用について

会長から次のように述べられた。

先頃、放送教育開発センターから本協会に、衛星通信大学間ネットワーク構築事業について協力依頼があった。既に幾つかの大学で衛星通信の利用が始まっているが、国大協として、衛星通信大学間ネットワークについてどう考えるかということが新しく問題になってきた。そこで、去る2月6日開催の常務理事会で対応を協議した結果、これは、学生教育に関わる問題で

あるので、第3常置委員会にその検討を依頼することとした。

ついで、久々宮第3常置委員会委員長から次のように述べられた。

常務理事会の要請にもとづき、SCS(衛星通信大学間ネットワーク構築)事業の問題を検討するについて、本委員会の下に小委員会を設置することにしたい。その委員構成については、本委員会以外に、既にVSAT(超小型地球局)を利用されている大学やSCS事業の実施主体である放送教育開発センターからも適任者に委員として加わっていただくことを考えている。今後委員会で人選を行い、常務理事会の承認を得たうえで、速やかに検討を開始したい。

この提案について、異議なく了承された。

6. 次期会長について

会長から次のように述べられた。

先ほど決められたように、来る6月の総会で役員の変更が行われるが、それ以前に、この3月末をもって私が東京大学長を任期満了で退任し、それに伴い国大協会長も退くことになるので、この間2カ月半ほどの残任期間の後任会長についてお諮りしたい。

これについて、一応次のような取扱いが考えられる。

- ① 本日、投票により選出を行い、決定する。
- ② 会長退任後の4月に理事会を開いて選出を行い、決定する。
- ③ 6月の改選まで会長を選出せず、この間、先任の副会長が「会長代行」として会長の職務を行う。

なお、前例としては、前回(平成5年度)及び前々回(平成元年度)は③により、その前(昭和60年)は①によった。

私としては、今回は、国立大学の民営化問題などで国大協として対外的に対処する必要に迫られることにならないともかぎらないことから、6月までの間とはいえ会長をおいた方がよいと思うので、できれば本日決定することを提案したい。

以上のように述べられたのち、協議が行われた。

その結果、今回は会長を選出することとし、選出の方法については、投票によらずに理事の推薦によることとした。その結果、井村理事(京都大学長、現副会長)が次期会長に選任された。

このあと、新会長から就任の挨拶があった。

なお、この結果生じた副会長1名の欠員については、6月の改選まで空席のままとすることとした。

7. 当面する諸問題について

会長から次のように述べられた。

「当面する諸問題」としては、国立大学の民営化問題、支援職員問題、教員の任期制、学長のリーダーシップ問題等があるが、民営化問題については、先ほど設置を決めた特別委員会で早速検討いただけると思うので、特に、支援職員問題に絞ってご意見を伺いたい。

ついで、主として次のような意見交換が行われた。

- このほど、全大教から会長宛に「資料15」のとおり、教務職員問題に関して国大協と全大教間に検討の場を設けることについて申し入れがあった。第4常置委員会としては、教務職員問題は処遇改善の範囲を超えた制度の問題と考えるので、今後第1常置委員会で検討いただくことを希望したい。
- 第1常置委員会としては、教務職員の職務

の実態は助手のそれと殆ど変わりなく、両者を区別する理由はないので、将来は一本化するのが適当との見解を、以前、理事会に報告(平成7年3月8日開催)し、今もその見解に変わりないが、具体的にどうするかということになると、大学、分野によって事情も異なり、また、助手の問題とも関わるので、慎重に考える必要があると思う。ただ、この問題と今回の申し入れとは別途の問題と考えており、第1常置委員会委員長としては全大教関係者と話し合うつもりは今のところない。

- 教務職員問題については、第4常置委員会が平成3年10月の「報告書」の中で、運用の適正化とともに、助手等への振替などにより定員の段階的整理をすすめる方向の指針を示し、各大学はこの方向で問題解決に努力されてきたと思うが、現在なお、全国で約1,000名の教務職員が存在する。教務職というのは、もともと、長期に任用することを想定していない職として給与体系なども構成されている。大学として教務職は必要不可欠な職種であるということであれば、それなりの俸給構成にし、処遇を考える必要がある。第1常置委員会が教務職も助手職と職務内容において変わらないと考えられるのであれば、どういう形で問題解決を図っていくべきか、やはり、制度の問題として教務職員問題について検討していただきたい。
 - 教務職という袋小路の職種を設けているのを改善する必要があるという点では異論ない。各大学、各分野の実状等を把握し、助手との関連をもう少しはっきりさせたい。どういう形にしたらいかが第1常置委員会として議論するようにしたい。
 - 第7常置委員会でも助手の問題をある程度
- 議論している。もう少し議論を詰めた上で、第1、第4、第7各常置委員会の合同懇談会で教務職員問題について議論したい。
- 私の大学では、第4常置委員会が示したガイドラインにもとづき教務職員を助手等に振替をすすめてきて、現在は当時の半分以下の人数に減ったが、振替困難な者が依然として残ったままである。基本的には、教務職員は廃止の方向で引続き努力する必要があるが、振替が何故困難か、各大学の実情を調査し、それに基づいてこの問題を検討されては如何か。
 - 同じ支援職であっても、大学の事務官と技術官とでは、事務官の方は昇進の途があり、社会的流動性があるから職種として安定しているが、技術官の方は袋小路であるだけでなく、社会的にこれを受け入れる途が開かれていない。大学にとって、技術官と技術官的な人材は不可欠なのだから、これらの職が袋小路になることなく、同時に社会的流動性の中に出ているようにする必要がある。それが直ちにできるかどうかは別として、基本的にどういう理念で支援職を位置づけていくか、国大協としてポリシーを決めなければならないと思う。平成3年の指針は、どちらかというと、問題処理的な方法に止まっているので、これを補完する形で各大学が受け入れ可能な案についてジョイント・ミーティングで検討していただきたい。
 - 教室系技術職員については、ある程度展望をもてる状況がみえてきたが、教務職員については全体としてなくす方向にあるものの、新たに採用を行っている大学もある。教務職員問題の検討が急がれる。
 - 教務職員は、将来的には制度廃止の方向し

かないのではないか。それを国大協として表明すれば、大学は、新しくこのポストをとることもないし、あとは、それぞれの自己努力だが、新採用も極力抑えるという流れが強まると思う。

○ 教務職員の廃止を宣言するについては、現に残った者をどう扱うかをはっきりさせることが必要だ。

○ それをジョイント・ミーティングで検討いただけることを期待したい。第1、第4、第7各常置委員会でそれぞれ議論いただいたうえで、時機をみてジョイント・ミーティングをお願いしたい。

8. その他

(1) 次回理事会の日程について

会長から、次回理事会については、6月の第1週のいずれかの日とし、できるだけ早く期日を決定のうえご通知することとしてご了承いただきたい旨述べられた。

以上をもって本日の議事を終了し、最後に会長から、次回理事会までに退任される野村理事(横浜国立大学)に対し謝辞が述べられ、同理事から挨拶があった。

また、3月末日学長任期満了に伴い退任される吉川会長から退任の挨拶があり、井村副会長から謝意が表された。

以上をもって閉会した。

第3 常置委員会

日時 平成9年3月14日(金) 10:30~13:00

場所 国立大学協会会議室

出席者 久々宮委員長

吉田, 安永, 加藤, 鈴木, 永井(代理: 佐藤博明静岡大学教授), 後藤(代理: 堤 和男豊橋技術科学大学教授), 池田(代理: 友田舜三大阪外国語大学教授), 高橋, 細川, 野村各委員

安岡専門委員(代理: 飯塚素弘東京大学厚生課長)

(文部省) 桜井学生課長, 竹田就職指導専門官

(放送教育開発センター) 近藤教授, 北根管理部長

久々宮委員長主宰のもとに開会。
議事に先立ち, 委員長から, 学長交代に伴い新たに委員となられた辻野 昭兵庫教育大学長(本日欠席)の紹介があった。また学長の代理として本日出席された佐藤博明静岡大学教授, 堤和男豊橋技術科学大学教授, 友田舜三大阪外国語大学教授の紹介及び安岡専門委員の代理として出席された飯塚素弘東京大学厚生課長の紹介があった。

〔議事〕

1. 育英奨学制度及び教育改革プログラムについて

桜井学生課長から, 次のとおり説明があった。

- ① 昨年春以来, 文部省では育英奨学事業の在り方について, 調査研究協力者会議を設け検討を重ねており, 各関係団体から種々ご要望をお聞きしたが, 本日はそれに関連してご説明しご理解を得たい。

平成9年度学生課関係予算案のうち, 育英奨学事業関係の改善内容は次のとおりである。日本育英会奨学金の貸与人員について, 平成8年度に比べかなり大幅な改善ができご要望に対応することができたと思う。貸与月額についても国立学校の授業料増額を踏まえ, 増額した。

この結果, 約493,000人の学生・生徒に奨学金を支給できることとなった。

○貸与人員(括弧内の数字は平成8年度)

大学院博士課程 1,500人増(200人増)

修士課程 4,500人増

〔無利子3,300人増(900人増)〕

〔有利子1,200人増(1,200人増)〕

大学・学部 3,210人増

学年進行増, 有利子

○貸与月額

大学院修士課程・大学・高等学校

2,000円増

大学院博士課程

3,000円増

- ② 平成9年度予算の編成過程で財政当局から, 日本育英会奨学金の返還免除制度の見直しについて大変厳しい意見があり, 文部省として種々検討し折衝した。その結果育英奨学事業の充実を図る観点から, また文部省として既設制度の大胆な見直しを行わないと文教予算全体の充実ができないという立場にあることから, 苦汁の決断を行い, 「大学院において貸与された奨学金を除き, 大学学部等において貸与された奨学金にかかる返還免除制度を廃止する方向で検討する」こととした。この点について国立大学協会から, 「少なくとも初等中等教育に従事する教員となる者は, 返

「還免除対象から除外すべきではない。」というご意見もいただいているが、これらも十分考えた上で文部省として決断したものである。

平成7年度における免除額の内訳は、大学院49億円(3,230件)、学部・短大・高専78億円(9,145件)であるが、現在は大学院生の比重がかなり高くなってきている。

このように学部以下を免除対象から外す決断をした理由としては、○大学学部への進学率が大幅に上昇し学部学生が大変多くなったこと、○高等学校には返還免除がないこと、○学部学生には保護者の経済的負担があること、○小・中・高等学校と大学の教員を区別して扱う理由づけは困難なこと、○教員へ就職させるための誘導策として創設された返還免除制度を維持する理由が無くなったこと等であるのでご理解を賜りたい。

- ③ 行政改革、財政改革等と並び教育改革も橋本内閣の政治目標である6大改革の一つとされたので、本年1月に文部省で別紙のとおり「教育改革プログラム」をまとめ提出した。時間の関係もあり、学生課関係事項の2点についてご説明したい。

一つは、「産学連携による人材の育成」である。ここでは学生の高い職業意欲を育成するため、インターンシップ(学生が在学中に自らの専攻、将来のキャリアに関連した就業体験を行うこと)の導入の在り方について、平成9年度より検討を進めることが示されており、文部省として、企業と大学が連携した職業体験について積極的に取り組んでいく予定である。今後就職問題懇談会や本委員会でも検討されるようお願いしたい。

他の一つは、「学校におけるボランティア教育の充実」である。ここでは大学生の環境保

全活動、社会福祉活動、青少年育成活動、海外援助・協力活動などの各種のボランティア活動を普及・奨励するための方策について、平成9年度中に検討を行うことが示されている。これについても本委員会等での検討をお願いしたい。

この2点が示された理由は、現在の学生は、高校在学中は受験勉強に時間を取られ、社会体験が稀薄で、学生に対して社会体験の場を設けることが必要と考えられるからである。今後これらをどのような手順で進めていくか検討していく予定である。

ついで各委員から、次のような点について質問意見があった。

- 大学でのインターンシップの実態、インターンシップの目的・理念、アルバイトとの相違
- 奨学金返還免除制度の理念、返還免除制度廃止の根拠への疑問、教育改革プログラムと財政改革を優先した返還免除制度廃止の非整合

2. 衛星通信大学間ネットワーク構築事業の有効活用について

委員長から、次のとおり説明があり了承された。

衛星通信教育振興協会及び放送教育開発センター(以下「センター」という。)から、吉川会長及び久々宮委員長に対し、国立大学協会が衛星通信大学間ネットワーク構築事業(以下「SCS」という。)の有効活用方策について検討し、各大学でのSCSの利用が促進されるよう要望があったので、さる3月3日の理事会で本件が議題となり、SCSの有効活用については教育・授業面での活用が重要とのことで、第3常

置委員会でこの問題を審議するよう依頼された。ついては、SCSの有効活用方策について、本委員会で審議することとしたい。また、よろしければセンターの方からご説明をお聞きしたい。

ついでセンターの北根管理部長及び近藤教授から次のような説明があった。

センターは、昭和53年10月発足し、以来「放送を活用して行う高等教育の内容・方法について研究開発を行うこと」を目的としてきたが、平成8年7月に「マルチメディアを活用した21世紀の高等教育の在り方に関する懇談会」の報告が出され、その中でセンターがマルチメディアの教育利用を促進するための中核的機関になるべきことが示されている。センターのSCS事業は、平成8年10月より運用を開始し、現在55国立大学、8国立高等専門学校、10大学共同利用機関に設置され、合計89か所に小型地球局(VSAT局)が置かれている。SCSの利用時間の調整等は小型地球局を持つ機関の連絡協議会が中心になって行っている。平成8年度下半期のSCS利用時間数は、合計480件約1,000時間である。平成9年度上半期の利用申込時間数は現在の時点で274件約550時間であり、各大学では是非学部教育の授業をはじめ多様な活用をしてくださるようお願いしたい。SCSの特徴は、回線コストが安く、双方向交流が可能で、小型地球局の機器操作は容易で無線技術者を必要とせず、各機関は同等の設備で議長局の機能を持ち、2局間のみならず多数局間の交流が可能であることである。

以上の説明について各委員から、SCS利用のための2学期制と3学期制の調整、授業時間帯の調整の必要性、SCS活用の便利さ、SCS設置の経費負担、設置条件等について質問意

見があったのち、委員長から、次のように述べ、了承された。

SCS利用時間数が一番多いのは研究会であり、研究の問題を取り扱う第7常置委員会からの委員も加えた小委員会を設置してSCSの有効活用について審議願ひ、その結果をまとめて第3常置委員会に報告願った上、11月の総会に報告・提案ができるようにしたい。小委員会委員は、のちほど常務理事会の了承を得るが、よろしければ自分が委員長となり、次のとおり委員をお願いしたい。

第3常置委員会から

SCS設置大学より

上越教育大学長	加藤 章
豊橋技術科学大学長	後藤 圭司
鳥取大学長	高橋 和郎

SCS未設置大学より

図書館情報大学長	吉田 政幸
大阪外国語大学長	池田 修

第7常置委員会から 1名(丸山第7常置委員会委員長と相談する)

その他SCS関係教官 東京大学、東京工業大学、名古屋大学、放送教育開発センターから各1名

3. 就職協定の問題について

竹田就職指導専門官から、次のとおり説明があった。

昨年10月初めに、就職協定協議会の企業側代表である根本日経連会長が、守られない就職協定なら廃止したらどうかとの趣旨の意見を記者会見で表明し、12月19日には企業の自己責任で行う「新規学卒者採用・選考に関する企業の倫

理憲章」(以下「倫理憲章」という。)が就職協定協議会特別委員会で大学側に示された。これに対し大学側では、就職問題懇談会で対応を検討し、就職協定協議会特別委員会で、協定が廃止されると、就職・採用活動が早期化、長期化するおそれがあり、就職採用活動の秩序維持、大学の教育環境の確保、学生の機会均等の確保に大きな悪影響を及ぼすこと、また、この時期に来年度の枠組みを大きく変更することは大混乱を招くおそれがあることを伝え、就職協定を継続するように、またそれができない場合でも倫理憲章へ会社訪問・採用選考期日等を盛り込むことなど折衝し要望したが合意を得られなかった。

その結果本年1月20日に、就職協定協議会の企業側及び大学側の代表により、平成9年度は就職協定は締結せず、企業側の定めた「倫理憲章」及び大学側の定めた「平成9年度大学及び高等専門学校卒業予定者に係る就職事務について(申合せ)」により就職採用活動を行うことが合意された。「倫理憲章」では、企業は自己責任で情報公開、公平・公正な採用、学事日程の尊重につとめ、正式内定日を10月1日以降とすることが定められている。また「申合せ」では、求人票公示は原則として、6月1日以降、企業研究会、説明会等のための会場提供、学校推薦の扱いは7月1日以降、正式内定は10月1日以降、7月1日前の会社訪問を慎むよう学生を指導すること等が定められている。また今後、双方は「倫理憲章」及び「申合せ」の尊重に努めるとともに就職採用についての情報交換や中長期の研究協議を行うこととし、そのための連絡会議を設置することも合意されている。

以上の趣旨を1月21日文部省より各大学等に通知したので宜しくお願いしたい。

4. 就職協定廃止後の状況及び今後の対応について

委員長から、次のように説明があった。

来る3月24日に就職問題懇談会が開催されることになっており、平成9年度の就職協定が締結されなかった事態を踏まえ、各委員から意見をお聞きしたうえ懇談会に臨みたい。過日各委員に文書で意見の提出をお願いし、提出のあったご意見は本日資料として配付してあるのでご覧いただきたい。

ついで各委員から、次のような意見があった。

- 就職協定協議会の代表世話人の合意文書の中に「教育及び企業経営の根幹は道義にあり……」として倫理憲章を定めることが示されているが、企業は学校教育に対して社会的責任がある筈であり、その点も倫理憲章の中に盛り込んで貰いたい。
- 就職活動が予想どおり早期化し学事日程が崩されており、3年生が1月にはゼミに出席しなくなっている。企業担当者も3月初旬に大学を訪問しており、大学としてもやむを得ず随時対応しているが、地方大学など特に憂慮すべき事態となっている。
- 就職時期が早まると、夏ごろ行われる大学院の入試に落ちた者の就職先がなくなるという問題も出てくる。
- 大学側は、平成9年度は就職協定が締結できなかったとの理解であるが、日経連側は来年以降も協定締結は行わないとの考えのようである。就職協定があったからある程度採用活動の秩序が保たれていたの、就職協定の価値は十分あった。平成10年度に就職協定をもう一度締結し直すことはかなり困難と思うが、大学としてどのような形で企業側の再考

を求めるか検討しなければならない。日経連側の中には、就職協定が廃止されても採用活動は早期化せず、むしろ遅くなるという意見の人もいたが、現状はかなり混乱している。

- 国・公・私立大学が共同して、とくに7大学等が7月1日以前は一切就職の推薦はしないくらいの覚悟で行動しないと、この状況は解決できない。

5. インターンシップ等に関する特別委員会特別委員について

委員長から、次のとおり説明があり、了承さ

れた。

就職協定の廃止に伴い、企業及び大学側双方で、就職採用について情報交換、中長期の研究協議を行う連絡会議を設置することが合意されている。そしてそのために就職問題懇談会のもとに、インターンシップ特別委員会が設置されることになった。ついてはその特別委員として、国立大学協会からは、小川浩平専門委員（東京工業大学教授）を推薦することといたしたい。

以上をもって本日の議事を終了した。

第5 常置委員会・UMAP小委員会合同委員会

日時 平成9年1月27日（月） 13:30～16:00

場所 国立大学協会会議室

出席者 江崎委員長

藤井、中嶋、澄川、有山、水岡、佐々木、金城、岡田、岡市、吉田、桂各委員

（江崎委員長及び水岡委員は小委員会の委員長及び委員を兼任）

（文部省）小山内留学生課留学生交流政策室長、伊藤留学生課留学生交流政策室企画調査係

江崎委員長主宰のもとに開会。

〔議事〕

1. UMAP国際事務局の設置について

初めに委員長より、昨年8月20日～23日にわたりニュージーランドで開催された第5回UMAP会議以降のUMAP国際事務局設置に関する経過概略の説明があった後、次のように述べられた。

第5回UMAP会議で、日本からのUMAP国際事務局日本設置の提案が了承され、具体的設置方法を昨年11月末迄にオーストラリア・ニュージーランド・タイ・日本よりなる検討会に提出することとなり、公・私立大学団体及び文

部省とも協議の上、昨年11月末に配付資料の通り「UMAP国際事務局設置について（オーストラリア・ニュージーランド・タイ・日本をメンバーとする検討会への具体的提案）」を提出した。

この日本からの提案に対して、オーストラリア、ニュージーランド、タイより配付資料の通りの意見及び申し出があったのでご審議いただきたい。

続いて水岡委員より、配付資料「第5回UMAP定例総会議事録」に基づき日本のUMAP国際事務局の日本設置の提案についての第5回UMAP定例総会での決定事項等の説明があった後、配付資料に基づき「UMAP国際事務局

設置について（オーストラリア・ニュージーランド・タイ・日本をメンバーとする検討会への具体的提案）」の説明，及び日本の提案に対するオーストラリア・ニュージーランド・タイからの意見・申し出の説明があった。意見・申し出の要旨は次の通りである。

（オーストラリア・ニュージーランドからの意見・申し出）

- (1) 将来の常設事務局運営に必要な経費の見積額の作成
- (2) 先行事務局の操業の早期開始（日本提案は1998年4月）
- (3) 豪州政府による事務局運営を監督又は補助できる上級職員の給与・生活費の支援
- (4) 上記(3)の支援開始は1997年度（7月）以降。但し、支援期間は3年間

（タイからの意見）

- (1) 常設事務局の組織・機能・人事，事務局の予算見積額，作戦上及び将来計画等の詳細の作成
- (2) UMA P国際事務局とタイ提案の地域事務局との関係の明確化
- (3) 日本からの寄付を含む予算見積額と所要人員の明確化
- (4) UMA P事務局の運営と会計監査方法
- (5) 2段階方式それぞれの業務内容

以上の説明に関して，概ね次のような意見交換があった。

- タイ提案の地域事務局は各地域の事情があり，国際事務局だけで調整するのは困難のため，各地域の固有の問題を取り扱う地域事務局が必要ということで，第5回UMA P会議で提案された。
- 第5回UMA P会議で国際事務局設置が了承され，日本が2段階方式による設置の提案

をした。若干そこから生ずる問題もあると思う。つまり第5回UMA P会議では2名の職員の配置が決まったが，日本の先行事務局の案は日本人職員1名の配置のみで，外国人職員については触れていない。これに対して，只今説明のあった通りオーストラリアから上級職員の3年間の給与・生活費支援の申し出があった。オーストラリアはUMA Pを提唱し創設当初からリーダーシップを取り，その発展に寄与してきたし，また今後の進め方に大変な関心を持っている。この申し出は歓迎すべきものと思う。

- 先行事務局設置を1998年4月とする日本提案は理解を得られたが，オーストラリアは被任命者次第としつつも，日本が適当なオフィスを準備できれば，その人は来る11月のUMA Pワーキング・パーティや日本提案の先行事務局創設の援助も可能と申し出ている。第5回UMA P会議における合意と矛盾するが，1997年11月開催のタイのワーキング・パーティ以前に事務局を設置してもよいのか。1998年4月の設置でも遅くないという考え方もある。

- ニュージーランドのマッセイ大学のヘレン日本研究所長はアジア太平洋地域の留学交流のニーズは非常に高まっており，このような状況は1年というタイムスパンでも変化の可能性があるので，この機会を捉え一層促進を図るべき，との意見であった。

- オーストラリア・タイからの意見は，基本的には日本の提案に対して特に大きな異議は申し立てていない。最終的には，国立大学協会・公立大学協会・日本私立大学団体連合会及び文部省で構成する「UMA P国際事務局の設置についての検討会」で協議しないとい

けない。

- 幾つかの根本的な問題も出されている。特に予算見積り、人員、会計監査、組織・機構及び地域事務局との関連等、全般的により詳細な提案を要請している。
- 先行事務局経費は1,000万円だが、公立大学協会と日本私立大学団体連合会より正式に了承を得ていない段階でもあるので、金額を提示するのは適当でない。また、本格的事務局については約3,600万円の経費を考えているが、これは概算で当然変更の可能性もあるし、UMAP参加機関（国）が平等（応分）の負担に応じ、所定の額が確保しうる時期が来た時に正式に発足する、というのが常務理事会の見解である。
- 各国が拠出金を出す場合、UMAP国際事務局がどの程度、公的組織かに係わってくる。その意味で、外国の財政当局を説得できる組織にすることが必要である。例えば、既存組織の一部署であれば、信用も高まり、より多くの拠出金が集まろう。
- 日本国際教育協会は前はスペースが無いということであったが、日本国際教育協会を含め、文部省関係で適当な組織はないか。
- 政府間の話し合い済で外国政府も資金提供の用意があるなら、財政当局の説得は可能だが、今までの話では規約制定、参加国の拠出金、参加の主体等、詳細の蓄積がない段階であり、また首都圏の国立大学に付置して発足させるという話であったので、立ち上げる段階で色々な機関に話を持ちかけるのは適当でないと考えた。仮に国立大学への先行事務局設置が困難の場合、留学生課としては留学に関する諸事業の実績のある日本国際教育協会に話を持ちかけるのが適当と思う。なお、日本国

際教育協会は「留学生フェア」の開催、留学生奨学金制度等、文部省の留学生交流政策の具体的な実施に従事し、また一部自己収入や外部からの財団にならない程度の金額の奨学金制度もあるが、ほぼ全面的に留学生課を通して国がサポートしている財団法人である。

- 再度、日本国際教育協会への設置方について打診いただきたい。
- 打診については、経費支出の方法を含め検討したい。
- 日本国際教育協会が困難な場合、東京大学や筑波大学に依頼しなければならないが、申し入れていない。
- 国立大学に設置すれば事務室借料が不要となるが、英語が堪能で海外の会議に出席可能で、いずれは事務局長となるような職員の報酬という観点から考えると、1,000万円の予算では厳しい。
- ご指摘の通りの職員を雇用すると人件費だけでも不足してしまう。先行事務局の場合、水岡教授等にボランティアをお願いし、そこに日本人職員を配置し運営したいと考えている。
- 大平総理の時の環太平洋連帯構想から始まった「太平洋経済協力会議」の委員をした。この場合、日本外交政策の一環と位置づけられ外務省が全面的にサポートし、霞が関ビルに「日本国際問題研究所」を設置し、政・財・官界からスタッフを集めて立ち上げた。この発展上に出来たのがAPECである。UMAPはバックグラウンドが異なるが、地域事務局の問題もあり、事務局の立ち上げだけでも大変難しいことであり、文部省がこの意義を認めて本腰を入れてくれないと困難である。
- UMAPは各国拠出金を得るに至っていない

いが、既に5年の歴史があり、また将来留学生交流活発化への貢献は間違いないと思う。日本は国・公・私立大学を通じて短期留学推進が必要であり、留学生政策を一層促進する意味でも、文部省はUMAPの位置づけを明確にし、政策として取り組んで欲しい。

- UMAPは将来計画や将来的業務、また規約の問題等細かな目標設定が見えないまま走りながら考えている部分が多くあるので、まず先行事務局を設置し、その中でUMAPの将来像が明確になった段階で、正面きった形で予算要求しないと一桁大きい予算は困難である。現段階では財政当局を説得できる材料に乏しい。
- 21世紀留学生10万人受入れ計画達成が困難との新聞報道があったが、日本の行政全体がタテ割りで動きにくい面はあろうが、是非、関係省庁の支援を得て、UMAP事務局を設置できるように体制を作って欲しい。
- 日本の物価高、語学問題、大学の施設設備等の理由はあるが、最近アジア地域の留学生は欧米志向が強まっている。UMAP事務局を設置して、日本がアジア太平洋地域の留学生交流のハブであることを世界的にアピールすることが、この傾向に対する歯止めとして重要な役割を果たせると思う。
- UMAPを盛んにすると共に、例えばカリキュラム等を改善し、留学生に魅力あるものとする必要がある。大学の努力と同時に、文部省も政策として取り上げるべき時期に来ている。広い意味で教育改革の一環と思う。
- 最近米国の有名大学では、ある意味では経営危機ということもあろうが、東京で留学生勧誘パーティ等を開催し、大学存立のため積

極的に対応している。我々は受入れが少ないと言いながら、国立大学という設置形態の性格からか、特に積極的に対応していない。インターネットの時代、文部省は大学の課程・試験等の留学情報を発信しているか。

- 昨年4月から、日本国際教育協会は各国の在外公館を通して、現地の言語で日本の大学情報を流している。
- 地域事務局設置は今年11月開催のUMAPワーキング・パーティにおいてタイから提案され、議論されるテーマの一つであるが、それ以前に日本側の国際事務局の提案とすり合わせをする必要がある。
- 日本は国際事務局設置に関して相当な金額を支出する。地域事務局経費の問題は来る11月のワーキング・パーティ或いは次回総会で議論されようが、日本が地域事務局経費を免除されるか否かもそこで決まる。
- まず先行事務局を設置し、試行錯誤の上、第2段階目の発展のステップとして地域事務局の設置を議論すべきである。
- 東南アジア諸国は、例えばオセアニアや北東アジアを除いた形で、極端な多様性を避けてUMAPの事業を展開したいということもあるのではないか。
- 学問や教育に国境はないので、こういう問題に国際政治のポリティクスが介入することは絶対に避けなければならない。地域事務局の設置自体をもう少し議論すべきである。アジア太平洋地域も一つの地域主義だが、これはあくまで開かれた地域主義で、そこに非常に閉鎖的な地域主義あるいはリージョナルなものが入ることは避けたほうが良い。従って地域事務局設置の問題は将来の検討課題としたほうが良い。

○ 事務局機能は昨年8月のオーストラリア提出の総会審議のためのバックグラウンド・ペーパーに盛り込まれ承されているので、その旨回答すればよい。

以上のような意見交換の後、オーストラリア・ニュージーランド・タイへの「回答(案)」は本日の意見を踏まえて水岡委員が国大協案を作成し、2月中旬迄に開催予定の、国立大学協会・公立大学協会・日本私立大学団体連合会・文部省よりなる「UMAP国際事務局の設置についての検討会」に諮り日本としての対応策を協議する、また、先行事務局設置については、文部省より日本国際教育協会に打診いただき、来る2月6日開催の常務理事会開催までに回答をいただくこととなった。

最後に委員長より次のように述べられ了承された。

日本私立大学団体連合会の事務局長から、私立大学側は現在行われている「UMAP国際事務局の設置についての検討会」は暫定的かつ臨時的なものとして受け止めている。従って、今後継続して検討会を開催する必要があるなら、例えば「UMAP国際事務局設置日本準備委員会(仮称)」等、正式な協議機関と位置づけられたい旨の相談があった。

この件は、2月中旬に開催予定の「UMAP

国際事務局の設置についての検討会」での協議題なので、ご承知おき願いたい。

2. 韓国大学教育協議会からの招待について

委員長より配付資料「韓国大学教育協議会15周年国際会議」に基づき概要の説明があった。その主な内容は次の通り。

主 催：韓国大学教育協議会

期 間：1997年4月15日～22日

テーマ：極東アジアの国々において21世紀に向けて挑戦する高等教育の改革と繁栄；韓国、中国、及び日本

引き続き、委員長より次のように述べられた。

韓国大学教育協議会より、3名の国立大学長の推薦と、その内1名に「セッションI：21世紀に向けて儒教文化と大学生の価値観教育」の講演をお願いしたい旨の依頼があったので、協議いただきたい。

これについて協議の結果、理事会構成員から1名、第5常置委員会から中嶋嶺雄東京外国語大学長、講演テーマを考えて、菰口 治福岡教育大学長(専門：中国思想史)或いは2月16日付けでお茶の水女子大学長に就任予定の佐藤保教授(専門：中国文学)に参加を依頼することとなった。

以上をもって本日の議事を終了した。

第6常置委員会・学生納付金等検討小委員会合同委員会

日時 平成9年3月17日(水) 13:30~16:00

場所 学士会分館(本郷)6号室

出席者 武藤委員長

吉田, 松井, 石川, 堀川, 鈴木, 杉岡, 江田各委員

小川, 原各専門委員

(文部省) 早田大学課長, 関大学課長補佐, 桜井学生課長, 素川研究機関課長, 本間研究機関課長補佐, 下林国立学校特別会計調査官

武藤委員長主宰のもとに開会。

〔議事〕

1. 専門委員の委嘱について

委員長より, 本委員会の専門委員として, 新たに東京大学経理部長の原政敏氏を委嘱したい旨諮られ, 異議なく承認された。

また, 委員長から, 同氏には「学生納付金等検討小委員会」委員もお願いすることとして, 2月6日開催の常務理事会で承認を得た旨の説明があり追認された。

2. 平成9年度特別会計予算について

委員長から, 平成9年度国立学校特別会計予算の内容について, 文部省からご説明頂きたい旨発言があり, 初めに早田大学課長から次のような説明があった。

平成9年度予算は衆議院を通過して現在参議院で審議中であり, 新年度は暫定予算を組まずに予算執行出来る状況となっている。国の会計予算は国債費等除き, 一般歳出は約43.8兆円で3.0%増と低い伸びに留まっている。文部省所管予算では, 一般会計で5,819.7億余円の伸びを示し, それに対して国立学校特別会計は2,684.8億円, 伸び率は1.7%と必ずしも十分とは言えない。

ついて, 「平成9年度国立学校特別会計予算額

総表(使途別内訳)」の説明ののち, 配付資料に基づき次の事項について説明が行われた。

1. 国立大学の整備充実のための平成9年度予定額主要事項について

1) 大学院の充実と改革

①大学院創造性開発推進経費

(1)高度化推進特別経費

(2)ベンチャー・ビジネス・ラボラトリー経費

②大学院最先端設備費

2) 教育研究の活性化等大学改革の推進

①教育研究活性化推進経費(新規)

(1)教員流動化促進経費

(2)若手教員研究支援経費

②大学改革推進等経費

③教育改善推進費

④基幹的教育研究経費の充実

3) 創造的な人材養成をめざす理工系教育の推進等

①学部教育ハイテク設備費

②理工系教育推進経費

4) 人間性豊かな医療人育成をめざす医学系教育の推進等

①学外医療機関実習連携推進経費

②エイズ対策関連経費

5) 高度情報化社会に対応した教育研究の推進 マルチメディア教育推進経費

- (1)衛星通信大学間ネットワーク構築事業経費
- (2)マルチメディア・ユニバーシティ・パイロット事業推進経費
- (3)高度情報教育推進経費
- 6) 研究支援体制の充実・強化一優れた若手研究者の養成・確保一
 - ①リサーチ・アシスタント (RA) 経費
 - ②研究支援推進経費
 - ③非常勤研究員経費
- 7) 所長リーダーシップ発揮支援
リーダーシップ支援経費
- 8) 卓越した研究拠点 (COE) NO形成
 - ①中核的研究機関支援プログラム
 - ②研究環境高度化支援プログラム
 - ③中核的研究拠点形成プログラム
- 9) 学術情報基盤の整備充実
 - ①学術情報ネットワーク構築等
 - ②図書館高度化経費等
- 10) 研究設備費の充実
- 11) 大型基礎研究の重点的推進
- 12) 国立学校施設の高度化・多様化の推進
- 国公私立を通ずるものとして
 - 1) 科学研究費補助金
 - 2) 日本学術振興会事業
 - 3) 育英奨学事業
- 2. 機構・定員関係について
 - 1) 政策研究大学院大学 (仮称) の創設
 - 2) 学部の設置, 教養部の改組
 - 3) 工科系学部の創設
 - 4) 学科の設置・短期大学部の転換等
 - 5) 大学共同利用機関の設置等
 - 6) 入学定員の改定
- 3. 国立学校設置法の一部改正する法律案の概要について

- 1) 学部設置の政令事項化：国立大学の学部等の個別の設置は従来国立学校設置法で規定されてきたが、これまでの国会における審議等を踏まえ、国立大学の学部の名称等は政令で定めることとするよう改めるもの。
- 2) 政策研究大学院大学の新設：現実の政策課題の解決を志向して学際的な教育を行う中核的機関として新設(①各界, 各分野との連携・協力による政策研究の推進, ②政策企画能力の強化に必要な専門能力を有する内外の人材の組織的な養成及び再教育, ③研究者の養成を目指すもの)
- 3) 併設短期大学の改組関係
- 4) 国立学校設置法付則第3項定員の変更関係：昭和48年以降に設置された国立医科大学等に係る平成9年度の職員の定員を定める。
- 4. 行政改革会議について

本会議は、平成8年11月21日に設置され、存続期間は平成10年6月30日までとなっている。所掌事務は「複雑多岐にわたる行政の課題に柔軟かつ的確に対応するため必要な行政機関の再編及び統合の推進に関する基本的かつ総合的な事項を調査審議すること」、検討事項として①21世紀における国家機能の在り方, ②中央省庁の再編の在り方, ③官邸機能の強化のための具体的方策についてであり、会議発足後1年以内に成案を得ることとし、平成10年の通常国会に法案を提出。2001年には新体制へ移行の予定とされている。

引き続き素川研究機関課長から、次のような説明があった。

- 1. 科学技術庁がとり纏めている平成9年度の科学技術関係経費について
この経費は、科学技術基本計画において平成

8年度から12年度の5か年間で17兆円にすることが盛り込まれている。これを達成するためには対前年度比9.6%平均で伸びていく必要があり、平成9年度は科学技術庁が20省庁を纏めた総計で（補正予算を含め）対前年度比で12.4%増となっており、政府全体としては目標をクリアーしたと言える。文部省はこの経費の中の43%を占めており対前年度比（補正を含め）9.0%増で概ね計画通りとなっている。

2. 学術国際局関係の平成9年度予算案主要事項の詳細について

- 研究支援体制の充実・強化—優れた若手研究者の養成・確保—（①リサーチ・アシスタント（RA）経費：大学等が行う研究プロジェクト等への大学院後期博士課程在学者の参画）、②研究支援推進経費：大学等が行う研究プロジェクト等への特殊技能等有する外部人材の活用、③非常勤研究員経費：大学等が行う研究プロジェクト等への大学院後期博士課程修了者の参画）
- 所長リーダーシップ発揮支援（大学共同利用機関の長及び大学附置研究所の長のリーダーシップを発揮し得る環境を整備し、組織運営の円滑化・柔軟化を図り、また研究の一層の活性化等を図るための経費）
- 卓越した研究拠点（COE）NO形成（①中核的研究機関支援プログラム：既にCOEとしての特色を有している研究機関等の支援、②研究環境高度化支援プログラム：COEとして魅力的な研究環境を整備、③中核的研究拠点形成プログラム：中核的な研究拠点として発展する可能性のある研究組織をCOEとして育成）
- 学術情報基盤の整備充実（①学術情報ネットワーク構築等：マルチメディアに対応した

学術情報ネットワークの高度化・高速化及び国際化等を図るための経費、②図書館高度化経費等：電子図書館システムの整備など、大学図書館機能の強化・高度化を図る経費）

- 研究設備費の充実（大学等の基礎研究の推進に資する研究設備の整備）
- 大型基礎研究の重点的推進（大型光学赤外線望遠鏡「すばる」の建設や、トリスタンII「Bファクトリー」計画の推進等）
- 国立学校施設の高度化・多様化の推進（21世紀を視野に入れた「教育・研究・医療」の積極的な取組みを支援するための施設整備を重点的、計画的に推進）
- 研究費関係（科学研究費補助金：国公私を通じて、各種の優れた研究を支援し、わが国の研究基盤を形成するためのもの）
- 若手研究者の育成関係等（日本学術振興会事業、①特別研究員等の増員及び研究奨励金の増額、②出資金を活用した未来開拓学術研究推進事業の拡充）
- 育英奨学事業（貸与人員の増及び貸与月額増）

3. 産学の連携・協力の在り方に関する調査研究協力者会議について

本調査研究協力者会議においては、本年2月以来、大学と産業界との連携・協力の在り方を見直し、その連携・協力を一層推進するための方策について検討を進められてきたが、この度、中間まとめが作成された、と述べられ配付資料に基づき主な事項について説明があった。

- 新たな産学の連携・協力推進のための当面の具体的方策について
- 1) 大学から産業界への働きかけ
大学の主体的な取組とともに、企業への積極的な対応が必要。このため学内体制等の整

備・充実が必要。

2) 企業に対する研究協力の拡充

① 分担型の共同研究、ベンチャーを含む中小企業への研究協力、企業における若手研究者の養成、複数企業と複数大学による共同研究やコンソーシアム型の大規模な共同研究等、多様な研究協力の要請。

② 共同研究等の場の企業への拡大：大学の教員が企業において共同研究できる場合を拡大する。大学の教員が企業との共同研究や国から企業への委託研究のため休職した場合に、退職手当て算定上の不利益を被らないようにする。

③ 兼業の範囲の拡大：勤務時間外における企業での研究、指導等への従事に係る兼業の許可については、原則として認められるようにする。

④ 透明性の確保：勤務時間の厳正な管理に留意し、学内に審査会を設ける等適切な手続きを経るとともに、大学として共同研究等の実態を個人情報の保護等に配慮しつつ開示する工夫が必要。また、外部から受け入れた資金は公金として適切に経理する。

ついて、以下の事項について質疑応答及び意見交換が行われた。

- 学長のリーダーシップ経費について
- 研究体制の充実強化に伴うリサーチ・アシスタント経費について
- 日本学術振興会の特別研究員とリサーチ・アシスタントについて
- 外国人留学生とリサーチ・アシスタントについて
- 地方自治体からの経費支援の是非について
- 施設整備費の減額と補正予算について
- 産学の連携・協力の基本的な考え方について

て

○ 附属病院の看護婦の定員について

以上について意見交換が行われたのち、文部省関係官が退席(桜井学生課長を除く)された。

ついて、桜井学生課長から、次のような説明があった。

1. 学部別授業料と奨学金返還免除の問題について

平成9年度予算編成の過程で財政当局から、学部別授業料の導入と、育英奨学金返還免除制度の見直しについて強い要請があり、文部省として種々検討した結果、最終的には奨学金返還免除制度の見直しは行いが、学部別授業料については国立大学の在り方の根幹に係わる問題であり、応じることは出来ないということで対応した。

現在、奨学金は小中高の教員或いは大学の教官等に15年継続勤務すると全額返還免除となるが、今後平成10年度新たに採用される奨学生から、大学学部等において貸与された奨学金の返還免除は廃止する(例外的なものは除く)という方向で制度の見直しを行うことで財政当局と合意に達した。したがって学部別授業料は平成9年度予算編成では見送られた。

2. 学生納付金について

既に案内の通り、平成10年4月に入学する学生から、入学料については5千円アップ(前回1万円)の27.5万円、検定料は値上げ幅が前回と同額で入試センター試験を含め2千円アップの3万3千円となっている。この状況からみると、平成10年度予算編成は、これまでの経緯から授業料がまともに議論の俎上に乗る年となってくる。また、新たな制度の

導入ということで学部別授業料問題が当然で
てくると思われる。

以上の説明について、次のような事項につい
て意見交換が行われた。

- 学部別の授業料が導入された場合の問題点
- 授業料の値上げと勉学条件について
- 国立大学と私立大学との受益者負担の考
え方について
- 奨学金返還免除制度廃止の問題点

3. 国立大学の民営化問題について

委員長から、次のように述べられたのち、意
見交換があった。

本年2月6日の常務理事会において、国立大
学の民営化問題について協議が行われた結果、
「国立大学の在り方と使命に関する特別委員会」
を早急に設置してこの問題に対処する必要があ
るとされ、去る3月3日の理事会で設置が承認
された。委員会は、阿部副会長を委員長として、

数名の学長及び各国立大学の経済学・法学・理
学・工学等の専門分野の先生方で構成されてい
る。

国大協としてこの問題への取組は、昨年授業
料値上げ問題に関連して国大協会長・副会長・
第6常置委員会委員長等で、文部省、大蔵省へ
の要望を行った際、その中で学部別の授業料導
入問題、或いは奨学金の返還免除制度について
非常にはっきりとした疑問が出され、更に財政
赤字との関連で国立大学の在り方についても問
題が提起された。ここに至り行政改革会議で国
立大学民営化の論議が始まり、財政制度審議会
でも具体的な論議が行われている。

なお、行政改革会議においては比較的早い時
期に結論を出すと言われているため、特別委員
会としては4月末頃までに何らかの纏めを行う
とされている。

以上をもって本日の議事を終了した。

第7 常置委員会

日 時 平成9年1月17日(金) 13:00~15:40

場 所 国立大学協会会議室

出席者 丸山(工)委員長

丹保, 荒川, 阿部, 鈴木, 有山, 小川, 廣田, 丸山(和), 佐々木, 田中各委
員

小山, 藤野, 六本, 長尾各専門委員

丸山(工)委員長主宰のもとに開会。

議事に先立ち委員長から、本日新たに委員と
して出席された阿部博之東北大学長及び田中弘
允鹿児島大学長の紹介があったのち、議事に入
った。

〔議 事〕

1. 大学院のあり方について

委員長から、これまでの問題点について小川
委員にご説明いただきたい旨述べられた。

ついで同委員から、次のような説明があった。

大学院のあり方については、前回の委員会に
おいて、大学審議会の答申と重複しない問題と
して、教官の意識改革、大学院のカリキュラム

のあり方、大学院の重点化などがあるが、本委員会では大学院の重点化に問題を絞って議論を始めることとなった。大学院の重点化は基本的には大学院が主体となるので、非常に特殊な大学になるのではないかと、また、大学院の重点化とは何なのかなど、まだ充分把握されていないように思う。そこで既に実施された大学院の重点化の目的、現状などをヒヤリングした上で、今後の審議を進めて行くことにしてはどうか。

以上について、大学院重点化を行った東北大学、北海道大学等の実施に伴う諸問題について説明があり、意見交換が行われたのち、委員長から次回も引き続き審議したい旨述べられ、了承された。

2. 生涯学習について

委員長から、この問題のまとめを有山委員にお願いしたので、説明いただきたい旨述べられた。

ついで同委員から、次のような説明があった。

生涯学習については、主に昼夜開講制の問題を取り上げ、前2回の委員会で議論を行った。その問題点について、去る1月9日丸山委員長と同行して文部省高等教育局専門教育課長、技術教育係長に面談の上、昼夜開講制の現状と問題点について、次のような要望、意見交換がなされた。

1) 昼夜開講制は、社会人に多様な学習の機会を提供するというのが設置の大きな目的だと理解しているが、現状はその目的を充分果していないのではないかと。実際には夜間主コースが開設されている多くの大学で、①入学者のうち有職者の占める比率は概して低い(15~20%に過ぎない例がある)、②大部分の入学者は大学入試センター試験の成績が思わ

しくなく昼間コースを受験しても合格の公算が少ないと判断した受験生である。

2) 社会人の入学の動機として、①学士の資格を取得すること、②エンジニアリングなどを中心とした新しい学問技術を吸収すること、③余暇の活用、生活の余裕で大学で学び教養を高めることなど多様なものがあると考えられる。この社会人の学習の動機(理由)は、地域により、また時代により変化するが、特に時間的余裕で資格の取得を目的とする入学希望者は全般的に減少の傾向が見られる。また、このように社会人入学の動機は複雑な構造をもっているため、異なる学習目的で入学する者に対して、同一の教育を行うことには問題がある。また異なる動機の者に異なる教育を提供すると割り切るならば、次は同一条件で入学者選抜を行うことに疑問が生ずるであろうし、課程終了時に同一の資格を付与することにも問題がでてくる。このように複雑な構造があるとするならば、それに対応できるような体制に切り換えることを考えるべきではないか。

3) 文部省は、夜間主コースの社会人入学者の減少について、定員が多すぎるから減らして欲しいという話であれば、文部省も総務庁も反対はしないが、生涯学習は文部省の一つの重要な政策として掲げているので問題は残るといっている。また文部省は大学側の将来的な問題として、夜間大学院或いは昼間の学部コースに転換を行いたいという考え方に対しては、転換は無理であるが縮小ないしは廃止して新しいものを造るという立場で考えて欲しいといっている。

以上の説明について、若干の意見交換があったのち、委員長から昼夜開講制については、将

来の構想或いは政策変換への要望など多くの問題を抱えているが、今後審議を進めるためには、各大学の実態についてデータを集める必要があるし、また文部省からも現状説明の要請があったので、有山委員に国立大学で夜間主コースをもっている大学に対してアンケート調査をお願いし、ある程度データが揃った時点で審議を再開したい旨諮られ、了承された。

3. 情報公開について

委員長から、情報公開法の問題について、井村副会長から第7常置委員会に検討依頼があった旨述べられ、配付資料「情報公開法要綱案」「情報公開法要綱案の考え方」に基づき、次のような説明があった。

情報公開法は、早ければ、あと一年位で成立すると言われている。この法律は、国の行政機関が保有する全ての文書を対象として、その開示（閲覧及び複写）を請求する国民の権利について定められるものである。これにより、政府の諸活動を主権者である国民に説明する責務が全うされるようになるとともに、国民の監視・参加の充実に資することを目的とされたものである。

この法律が施行された場合、国立大学として外部から大学に関する情報の公開要請に対して、どこまで公開できるのか、また公開できないもの（不開示情報）にはどのようなものがあるか、予めガイドラインなどを定めておく必要があるのではないか。

以上の説明について、次のような意見交換が行われた。

○ 情報公開法が制定されると、既に定められている個人情報保護条例との接点が一番問題となる。例えば医学の領域でみると、患者の

さまざまな情報が記載されているカルテ或いはレセプト等の開示要請にどう対応するか。

○ 多様化した入学者選抜の情報を何処まで開示するかなどについては、法律の専門家の意見を聴く必要がある。

○ ガイドラインを定める場合かなり膨大な作業にならないか。例えば評議会・教授会の議事録の場合、人事管理の問題などは開示するか、不開示かを区分して、それぞれの論拠を明確にする必要がある。

○ 問題が色々な分野にまたがっているので、本委員会だけで議論してもまとまるとは思えない。

以上のような意見交換があったのち、委員長から、この問題は分野が大変に幅広く法律との係わりも出てくるので、第7常置委員会で検討を行うにしても、ある程度の叩き台が必要と思われる。そこで鈴木・中嶋両委員にお願いし、少し時間をかけ専門家の意見も取り入れながらガイドラインの試案のようなものを作成していただき、それをベースにして審議を進めることとしたい旨述べられ、了承された。

4. 複写権に関する問題について

委員長から、前回の委員会で、大学事務局庁舎内における複写の実態を把握するため、東京大学にサンプル調査をお願いする件について、東京大学に打診した結果、内諾を得ましたので、本委員会から正式に依頼したい旨述べられ、了承された。

5. 文部省職員の倫理規程の制定及び職員の兼業手続きの一部改正について

委員長から、職員の倫理規程の制定及び職員の兼業の承認・許可の手續等一部改正が、昨年

の12月に行われ文部省から各大学に通知が出された。これに関連した問題について、吉川会長より第7常置委員会に審議依頼があった旨述べられ、次のような説明が行われた。

1) 新たな倫理規程の制定は、綱紀肅正の保持について従来から機会あるごとにその趣旨徹底が言われてきたところであるが、最近において、行政及び公務員に対する国民の信頼を失墜させる一部公務員の不祥事が続いたため、これまでの綱紀肅正の取組みが適切であったかを厳しく見直すことが求められたものである。しかし、本規程には教官の適用は含まれていないため、大学機関が自主的に、この規程の趣旨を踏まえ同様の定めを早急に整備することとされている。

2) 今回の、職員の兼業の承認及び許可手続等の一部改正の要点は、職員が民間等の研究に係わる活動を行うことは、産学連携によりわが国の科学技術振興に資するとともに、職員自らの研究に係る能力を涵養し、これを発揮する機会になるという観点から、勤務時間外に営利企業における研究開発・技術指導に従事しようとする場合も兼業が許可できるものとされ、また、許可・承認件数、従事時間数についての制限が撤廃されたことなどである。この制限撤廃により産学共同研究におい

て、研究者個人が授受する謝礼・報酬等さまざまな金銭に関する問題、また、大学に設けられている財団との関係、新たに財団を設置することについて、或いは委任経理金の取扱の弾力化などの問題が生じてくる。これらについてはケースバイケースで処理していくこととなるが、この際、社会的な疑惑や不信を招くことのないよう、各大学共通したシステム、ガイドライン等を定めておく必要がある。

以上の説明について、若干の意見交換があったのち、委員長から本件は第7常置委員会で論議を進めて行くこととしたいが、この問題は医学系と工学系が一番関係が深いと思われるので、話題（問題点）の取りまとめを鈴木、阿部両委員にお願いし次回から検討を始めた旨述べられ、了承された。

6. 学術情報について

委員長から、大学図書館における学術情報については審議を暫く中断していたが、次回から再開することとし、今までの審議の問題点について、纏めを各専門委員にお願いしたい旨述べられ、了承された。

最後に、今回は2月21日（金）に開催することとし、以上をもって本日の議事を終了した。

第7常置委員会

日時 平成9年2月21日(金) 13:00~15:30

場所 国立大学協会会議室

出席者 丸山(工)委員長

海妻, 阿部, 鈴木, 中嶋, 有山, 小川, 廣田, 丸山(和), 田中各委員
小山, 六本各専門委員

丸山(工)委員長主宰のもとに開会。

〔議事〕

1. 学術情報について

委員長から、大学附属図書館における学術情報については暫く審議を中断していたが、今までの審議内容を六本専門委員に整理していただいたので、説明願いたい旨述べられた。

ついで同専門委員から、配付資料「学術情報について」に関しては、2回にわたり議論されたものに若干の意見を加え取りまとめたと述べられ、次のような説明があった。

1) 基本的な認識として

学術情報量の激増と電子媒体の普及により、大学附属図書館の扱う資料と業務内容に大きな変化が生じており、図書館のあり方は大きな転換を迫られている。情報化・国際化への対応だけでなく、学内における研究・教育の基盤施設としてより積極的な機能を担っていくことも求められている。

具体的にいうと、一方では、図書館の電子化の促進を通じて諸種の学術情報の発受信機能を高め、学内外および国際的な図書資料の相互利用の効果的なネットワークを構築していくため、学術情報センターおよび学内情報処理施設との連携・協力をはかり、新しい時代の図書館機能に相応しい図書館組織のあり方を模索するなど、各大学図書館が創意を発揮していく必要がある。他方では、貴重な研究資料としての図

書資料、学部教育上不可欠の図書、大量の蔵書の保存などは、デジタル化によって置き換えることのできない面もあることから配慮を欠かさないことが必要である。

2) 具体的な事項について

(1) 図書館資料購入費の増額について

①1989年頃から横這い状態、②継続購入が不可欠な学術雑誌の価格の上昇、③学術雑誌の種類の増加、④電子化された資料、映像資料、音響資料等、購入すべき資料の多様化、⑤多くの大学で教官当校費の一部を図書館資料費に充当する方式が採用されているが、人文社会科学系の学部等においても近年は情報機器購入費等が増大しているため、資料費にまわすオーバーヘッドの比率を引下げてほしいという要求がでるようになっており、学内措置による図書館資料費の補填にも限界がきている、⑥CD-ROM版の刊行物(のネットワーク・ベースでの利用)は現状ではきわめて高価であり、学内措置ではその負担に耐え切れない。

(2) 学生用図書購入費の増額について

①1990年頃から購入費が漸減の傾向にある、②学部教育改革に関連して学生用図書の充実が望まれる、③留学生用図書について、英文の標準的な教科書等を整備する必要がある。

(3) 図書館の電子化関係について

①所在目録の遡及入力への促進が、電子化の基本的な要件であるが、予算措置がなされていない、②遡及入力への促進は、図書館間相互利用シ

システムの円滑な運用のためにも不可欠の条件である、③その際、図書の現物貸借および収書計画に関するルールづくり、複写電送に関わる著作権処理の問題などにも目を配る必要がある、④電子化のためのハードウェアの整備も必要であるが、人の手当ても必要である、⑤図書館の研究開発部門の必要性、⑥図書館職員の構成の見直し、海外研修を含む再教育、資格・試験区分の改正、⑦資料の電子化・電子媒体の利用に関わる著作権処理方式の改善。

(4) 図書館基準面積の改定と早期適用について

①図書館の新しい機能に対応するスペースの確保、②書庫スペースの不足への対応、③電子化に伴う新しい機器類の導入・設置への対応、④読書と思索の場としてふさわしい空間の提供(研究・教育環境の改善)。

(5) 共同保存図書館の設置

①大多数の大学附属図書館はスペースが逼迫しており増築が望まれるが、容易に手当てが出来ない事情も理解できる。図書館の蔵書は常時使用されるとは限らないので、資料保存のシステムを根本的に見直す時期にあると考えられる。大学共同の保存図書館を設置し、資料の共同利用を図ることは一つの方法である、②和漢古典書、酸性紙本の保存・補修等も担当する。

(6) その他について

①医学系大学・学部等におけるカルテの整理の問題、②図書館利用法の教育基礎教養科目として全学生に教育を行う。

以上の説明について意見交換が行われたのち、委員長から、大学附属図書館における学術情報については数回にわたり議論いただいたが、本委員会としては今後大学共同の保存図書

館設置に問題点を絞って検討をしたいので、具体的な構想等の取りまとめを六本、藤野両専門委員にお願いし叩き台ができて次第検討を始めた旨述べられ、了承された。

2. 産学共同研究について

委員長から、産学共同研究に関わる問題点について、阿部委員に具体的な検討資料をまとめていただいたので、説明願いたい旨述べられた。

ついで同委員から、本日の配付資料「産学協力の推進と兼業のあり方について」は科学技術基本計画等の趣旨を効果的に実現するための基本的な見解として、一国立大学工学部の立場から検討したものである旨の説明ののち、次のような各事項について詳細な説明があった。

科学技術基本計画に国立大学と民間との共同研究の推進が織り込まれ、また文部省においても「産学の連携・協力の在り方に関する調査研究協力者会議」の中間答申が発表されるなど新しい産学共同が求められる中で、文部省は平成9年4月から国立大学教官の兼業を見直し、科学技術振興と研究者の能力涵養の観点から営利企業に対する兼業を可とする規制緩和を行い、大学の知的資産の社会への還元を促進をはかることとなった。

1) 新しい産学協力で求められるもの

- (1)産学協力による社会への貢献について
- (2)新しい産学協力のあり方について
- (3)産学協力の規範について

2) 産学協力の現状と問題点

- (1)国立大学における研究協力推進の現行諸制度
 - (a)産学協力システムの現状と問題点について
 - (b)寄付講座について

(c)政府資金（公募型）について

(2)外部からの資金導入の実態

(a)奨学寄附金について

(b)財団資金について

3) 産学協力を進めるにあたっての提言

(1)既存の産学協力システムの改善について

(a)民間等との共同研究、受託研究

(b)政府資金（公募型）研究プロジェクトへの参画（兼業）

(2)文部省の既存の共同研究支援システムによらない新しい研究協力について

(3)産学協力の実態の照合システムの確立について

(4)評価の実施について

4) 米国における産学協力との比較

以上の説明について意見交換が行われたのち、委員長から本件についてはガイドラインのようなものを取りまとめ6月の総会に報告したいので、次回も引き続き審議願いたい旨述べられ、了承された。

3. 情報公開について

委員長から、次のように述べられ了承された。

情報公開法が早ければ、あと1年位で成立すると言われている。この法律が施行された場合、外部からの国立大学に関する情報公開要請に対して、どこまで公開できるのか、また公開できないもの（不開示情報）にはどのようなものがあるかなど、予めガイドラインを定めておく必要があるとされ、前回の委員会でも自由討議が行われた。本日鈴木委員から資料として、大学内部の審議・検討・協議等に関する情報で、公開することが困難と思われる項目をピックアップしていただいたので、この項目に更に付け加えるものがあるか各委員に検討いただき、次回か

ら審議を始めたい。

4. 大学院のあり方について

委員長から、大学院の重点化問題について、小川委員に説明願いたい旨述べられた。

ついで同委員から、前回委員会において既に重点化を実施した大学の状況などを説明いただいたが、その要旨をメモ的にまとめてみたこと述べられ、配付資料に基づき次のような説明があった。

① 東北大学：東北大学工学部では、学部教官の所属を大学院に移した。大学院の専門に応じて人事ができる。大学院進学が多数であることに対応して、学部での完成教育に配慮しつつ、学部・大学院一貫教育ができるようになる。ただし、博士課程は別。また、学部教育の弾力化、すなわち学部教育から特論、先端的なものを外し、学部では基礎教育を中心にした。大学によって重点化の内容が異なってくる。

② 北海道大学：3分の2の学生が大学院に進学している。将来は、学部3年、修士課程2年で修了する学生ができる可能性がある。学部が大講座になっていないので、もう1回再編が必要。重点化の際に、設置審を通らない教官が出る。北海道大学は一貫教育ではない。学部と修士課程ではカリキュラムが異なる。重点化により、教官は教育上の負担が増えたことに不満がある。

以上の説明について若干の意見交換が行われた。

ついで委員長から、本委員会に課せられた大学院のあり方については、大学院の重点化に問題を絞り数回にわたり実施の理念、メリット・デメリットなど議論いただいたが、重点化が実

施されてまだ年月も浅く暫く実績をみたくうえて評価する必要があると思われるので、本件については一応審議を打ち切りにしたいと述べられ、了承された。

5. 国立大学の民営化問題について

委員長から、次のことについて報告があった。去る2月6日に開催された常務理事会で、国

立大学の民営化問題について、①行政改革会議17項目の課題の中で、国立大学の民営化を検討対象に挙げていることについて、②文部省においても検討会が設置されたことについて、③この問題を検討するため国大協の中に特別委員会を設置することなどが協議された。

最後に、今回は4月3日(木)に開催することとし、以上をもって本日の議事を終了した。

第7常置委員会

日時 平成9年4月3日(木) 13:00~15:30
場所 国立大学協会会議室
出席者 丸山(工)委員長
丹保, 泉, 海妻, 阿部, 鈴木, 中嶋, 有山, 廣田, 佐藤, 松尾, 丸山(和),
佐々木, 田中各委員
小山, 藤野, 六本各専門委員

丸山(工)委員長主宰のもとに開会。

議事に先立ち、委員長から本日新たに委員として出席された泉 清人室蘭工業大学長、佐藤博明静岡大学長、及び3月31日で退任の滝沢事務局長に代わり4月1日で就任された伊藤才一郎事務局長の紹介があった。

[議 事]

1. SCS小委員会への委員選出について

委員長から、次のとおり説明があり了承された。

放送教育開発センターより国大協に、衛星通信大学間ネットワーク構築事業(以下「SCS」という。)の有効活用の促進について協力の要望があった。この件について去る3月3日開催の理事会で審議の結果、SCSの利用は教育・授業面で大変重要であるとされ、この審議が第3常置委員会に付託された。第3常置委員会では、この問題を検討するため、研究も所管事項とす

る第7常置委員会からも1名の委員を加え小委員会を設置することとなり、本委員会に委員の選出依頼があった。委員会を開催してお諮りする時間的余裕がなかったので、急速、有山委員にお願いし推薦したので、本日追認頂きたい。

2. 産学協力の推進と兼業のあり方について

委員長から、この問題は前回阿部委員に、一国立大学工学部の立場から種々検討された資料について説明願ひ、意見交換をして頂いたが、本日も引き続き議論したいので阿部委員に口火を切って頂きたい旨述べられ、ついで、同委員から次のような説明があった。

前回の説明と殆ど重複するが、産学協力の規範のポイントとしては、実施に際して大学は従来の企業との一般的な関係をも含めた行動の規範を社会に明示して透明性を確保し、社会の評価と大学の方針が整合するよう改善を行っていく必要がある。この規範の骨子は次の4点から

なる。

- (1) 公金の運用に対して、学識経験者としての役割・権限（補助金交付、権限を有する審査権など）をもつ研究者と、運用結果の影響が及ぶ企業や団体との間の産学協力（兼業および共同研究）を禁止すること。奨学寄附金の受入れ等についても、これに準ずる慎重な対応が必要である。
- (2) 技術や製品、規格、検査、免許など許認可について、学識経験者として委員等を委嘱された研究者と、その結果に利害関係をもつ企業や団体との間の産学協力を禁止する。奨学寄附金等についても前述の(1)を準用するものとする。
- (3) 産学協力の内容は学術に限られる。その際、大学は公共性、透明性を確保しつつ協力の進展を図るために、学内に審査会を含む産学協力の支援体制を整備する。
- (4) 大学は研究者の本務遂行に留意し国民全体の奉仕者であるという観点から信用失墜行為や誤解を生じないように、初任者研修等を通じて研究協力の主旨と公開性、兼業、企業との交際などに関するモラルの確立に努めることが必要である。

この問題に関連して、既にご承知と思うが、3月31日付けで、文部省の「産学の連携・協力の在り方に関する調査研究協力者会議」が纏めを行った。この中に、前述した大学の公共性、透明性を確保し協力の推進を図ること、学内に審査会を含めた産学協力の支援体制の整備などについて詳細に記述されているので参考としたい。

以上の説明が行われたのち、次のような意見交換があった。

○ 文部省の調査研究協力者会議では、研究者

の交流を一層推進するとされているが、倫理問題と絡めると逆に閉塞することにならないか。

- 教官の倫理規定とは一体何なのか、大学で論議したが前に進まない。事務職員の規定を単に置き換えることで済むものなのか。議論そのものにもっと本質的な問題があるのではないか。
- 外部資金導入で、財団からの経費の支援は便利に使えるが、委任経理金は規制が多すぎる。
- 財団は自由に設立できるのか、また、設立の条件はどのようなものか。
- 奨学寄附金・委任経理金の簡素化を図るべきである。
- オーバーヘッドは、科学研究費、奨学寄附金に対しても査定して徴収すべきではないか。

以上のような意見交換があったのち、委員長から、次のように述べられました。

今回は医学分野も含めて議論を行い、ガイドラインのようなものを纏めて、6月の総会に報告することとしたい。

また、この問題について次回は文部省関係官に出席をお願いし種々説明を伺うことにしたい。

3. 情報公開について

委員長から、前回（2月21日）開催の委員会では鈴木委員に、大学において公開出来ない情報の項目をピックアップし検討のための資料を作成して頂き、各委員より更に追加すべき項目の指摘をお願いしましたがまだ出揃っていないので、それが纏まり次第議論を始めたいと述べられ、了承された。

4. 学術情報について

委員長から、大学附属図書館における学術情報については前回まで数回にわたり議論をして来たが、本日は大学共同の保存図書館に問題点を絞って検討を行いたいので、まず初めに藤野専門委員から意見を頂きたいと述べられ、ついで同委員から次のような説明が行われた。

前回までに、大学附属図書館における学術情報については色々と議論されてきたが、その中の保存図書館問題はあまり議論されていないように思う。平成6年3月に、国立大学附属図書館協議会（以下「国図協」という）が、『保存図書館に関する調査研究報告書』を出しているのので、この報告書を中心に問題点を考察してみる。

この報告書は国立大学附属図書館全館に対するアンケート調査、並びに関東地区附属図書館の実態調査を基に纏められたもので、つぎのような問題点がある。

- (1) 図書保存スペースは殆どの大学が満杯であり、若干の余裕が有るといふ回答は20%以下に過ぎない。
- (2) 現状は部屋の壁面を利用したり、或いは閲覧室へ侵略し狭隘にしている。考えられることは廃棄処分しかないが、処分したくても規定がない。時間・手間が掛かり、将来必要な場合の手当てが出来ない等、各大学が共通な悩みを抱えている。
- (3) 現在国立の9大学が外国雑誌センターの拠点校になり、農学・医学・工業技術・人文社会等の分野で文部省の予算的な配慮を受け全国の共同利用が行われている。バックナンバーの保存は既に満杯で、スペース等の手当てがなければシステムが稼動しなくなる恐れがある。

(4) 保存図書館を考えると、国会図書館との関係が出てくる。国会図書館は基本的には、国内資料を保存するのが中心であり、国立大学附属図書館は、洋書、洋雑誌が大きな割合を占めているので議論の対象にならない。

(5) 学術情報センターは学術の目録情報、及び図書の所在情報について業務を行っているが、現在整備途上で今後かなりの予算が必要とされている。

(6) 保存図書館は全国を幾つかのブロックに分ける方式、或いは専門分野毎に設置するという考え方がある。現時点において最も有効なのは大規模な保存図書館を一か所に設置するという考え方である。

(7) どのくらいの規模が必要かについては、外国の保存図書館を参考として、当面300万冊、1万平方メートル位からスタートすべきとの意見である。

(8) 国図協は以上のような様々な問題をアンケートにより纏め、外国事例等を紹介しながら、国立大学が必要としている保存図書館については、全く新しいシステムとして設置すべきであると指摘するに止めている。

以上の説明があった後、次のような意見交換が行われた。

- 保存図書館が話題となると、具体的に何をするのか問題となる。古い資料の溜め込み場所と同時に、複写による文献の提供という仕事をどこまでするのか、紙が古くなり破壊されてくる劣化資料のマイクロフィルム化、或いはデジタル化をどこでやるのか。
- どんな資料を対象とするのか、本なのか雑誌なのか、和・洋全部か。またマイクロ化したもの、或いは映像資料はどうか等問題となる。

- 保存図書館は、基本的には現状の図書館との相互保管の上で成り立つものであり、これをどのように係わりを持たせるかでサイズ等も決まってくるのではないか。
- 保存図書館をサポートしていくために、どのくらいの人数・経費等を必要とするのか。
- 保存図書館の在り方については、専門家による研究グループを設置して検討すべきである。

以上のような意見交換があったのち、委員長から大学共同保存図書館の必要性については、出来るだけ実行可能な内容に纏め6月の総会に提案したいので、次回も引き続き審議願いたい旨述べられ、了承された。

5. 助手問題について

これについて委員長から、次のように述べられた。

去る3月3日開催の理事会において、教育研究の支援職員問題について審議が行われたが、この問題は助手、教務職員、技官等であり検討の窓口としては幾つかの委員会にまたがり、従来は第1、第4、第7常置委員会等で関係する事項を個別に検討してきたが、今回はそれぞれ委員会で議論を行ったうえで、時機をみて合同の委員会を開催することとなった。

第7常置委員会は主に助手問題が関係してくるので、予め議論しておきたい。また、本日は突然に問題を提起したので自由討議としたい。

以上について意見交換が行われたのち、委員長から、助手問題は本委員会で昨年も若干の議論が行われているが、今回は少し詰めた内容で問題点を整理したいので、次回も引き続きご審

議頂きたいと述べられ、了承された。

6. 東京都生涯学習推進懇談会について

委員長から、この問題について有山委員からご説明願いたい旨述べられ、同委員から次のような報告があった。

本件については、東京都教育庁から、標記の懇談会への出席について国大協事務局に依頼があったものである。生涯学習は第7常置委員会の所掌事項でもあることから、委員長と相談のうえ、3月21日に開催された同懇談会のための「準備会」に出席した。

この懇談会は、東京都教育委員会が、東京都生涯学習審議会の答申を受け、生涯学習に関するネットワークづくりを進めているもので、生涯学習に関する事業を行う様々な機関・団体それぞれが抱える課題について、情報交換を行い、連携・協力を進めるために設置しようとしているものである。

当日は、生涯学習に対して何らかの情報を提供しようとする側と、利益を享受しようとする側の約40名程の関係者が参加し、懇談会設置に向けて情報交換が行われた。

以上のような報告があったのち、委員長から次のように述べられ了承された。

生涯学習に関するこの種のもの各地に設置されていると思う。国大協は全国的な組織であり特定の地域への参加に馴染むかの問題はあるが、本委員会は生涯学習問題にも取り組む必要があるので、今後、東京都から開催の呼びかけがあった場合は、有山委員にご出席頂き審議状況等について報告願うことにしたい。

最後に、今回は4月30日(水)に開催することとし、以上をもって本日の議事を終了した。

第7 常置委員会

日時 平成9年4月30日(水) 13:00~16:10

場所 国立大学協会会議室

出席者 丸山(工)委員長

丹保, 泉, 阿部, 中嶋, 有山, 小川, 廣田, 丸山(和), 丹羽, 田中各委員

小山, 六本各専門委員

(文部省) 林学術国際局研究助成課研究協力室長, 丸山学術国際局研究助成課研究協力専門官

丸山(工)委員長主宰のもとに開会。

議事に先立ち、委員長から本日新たに委員として出席された丹羽雅子奈良女子大学長の紹介があった。

〔議事〕

1. 学術情報について

委員長から、この問題について纏めを有山委員にお願いしたので、説明願いたいと述べられ、同委員から配付資料「附属図書館の当面する諸問題」に基づき次の項目について詳細な説明が行われた。

1. 大学附属図書館をめぐる一般的な状況について
2. 対応を要する具体的な事項について
 - (1) 図書館資料購入費、特に学生用図書購入費の増額
 - (2) 図書館の電子化への対応
 - (3) 基準面積の改定とその早期適用
 - (4) 大学共同保存図書館の設置
 - (5) その他

以上の説明について意見交換が行われたのち、委員長から学術情報については主に図書館の問題を中心に議論を重ねてきたが、本日までの討議の内容について有山委員、六本専門委員に問題点の整理をお願いし、次回には6月の総会提案に向けた纏めをしたいと述べられ、了承

された。

2. 情報公開について

委員長から、この問題は中嶋、鈴木両委員に問題点の整理をお願いしたので、説明頂きたいと述べられ、中嶋委員から前々回に情報公開法案の概要については説明を行ったとして、その後の動き及び問題点等について次のような説明があった。

- (1) 情報公開法案が国会に上程された。これから議論が行われ遅くとも本年度末、或いは来年度早々には成立の見通しである。
- (2) 行政改革委員会情報公開部会は、既に文部省のヒヤリングを行っており、文部省はこの法案については基本的に異論なしとしている。
- (3) 異論なしとする理由の一つとして、情報公開法要綱案に示されている、不開示情報とする幾つかの項目の中に「行政機関内部又は行政機関相互の審議・検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの」となっており、大学における評議会・教授会の議事録、人事問題など重要なものに

については不開示とすることができる、という条項があるためである。

(4) 文部省は最終的には、何らかのガイドラインを作る必要があるとの考えで、その場合には国大協等からも意見を聞く予定と言っている。

(5) 国大協としても、なにが開示できるかを詰める際に、教授会・評議会の議事録等については開示をする方向で積極的に検討をし、この情報公開法を契機に大学自身をもっと開かれたものにすべきと個人的には考える。

以上の説明があったのち、委員長から情報公開についてはかなりデリケートな問題が含まれており、本委員会としても慎重に議論を進め、今後は国会の審議状況或いは文部省の動き等をみながら、10月頃を目途に国大協としてのガイドラインを纏めたいと述べられ、了承された。

3. SCS小委員会の審議状況について

委員長から、4月25日に開催された第3常置委員会SCS小委員会の審議状況について、本委員会から委員として参加している有山委員に説明願いたいと述べられ、同委員から配付資料に基づき次のような説明があった。

SCS小委員会は、メディア教育開発センターより国大協に、衛星通信大学間ネットワーク構築事業（以下「SCS」という。）の国立大学間における有効活用の促進について協力要請があったことに伴い、国大協として検討を行うため第3常置委員会の中に設置された小委員会である。当日は配付資料「SCS事業実施大学等一覧」「平成8年度SCS利用申込み状況」「平成9年度（上半期）SCS利用申込み状況」「平成9年度上半期のSCS利用申込—主な利用事例」「衛星通信大学間ネットワーク事業につい

て」に基づき説明があり、これからの国立大学におけるSCSの利活用について意見交換が行われた。

4. 産学協力の推進と兼業のあり方について

委員長から、次のように述べられた。

この問題については数回にわたり議論を行ってきたが、本日は、文部省から学術国際局研究助成課林研究協力室長、丸山研究協力専門官にご出席願ったので、今までの議論で種々疑問な点等について質疑させて頂くことにしたい。初めに、阿部委員から資料が配付されているので、口火を切って頂きたい。

続いて同委員から次のような説明が行われた。

本日配付の資料は、前回まで議論が行われたものをキーワードの部分だけを整理したものであり、その要旨は次のとおりである。

1) 産学協力と教員の倫理について

(1)産学協力の推進（科学協力の推進、産学の連携・協力の在り方に関する調査研究協力者会議まとめ、営利企業に対する兼業を可とする規制緩和）

(2)倫理規程、公開性・透明性の確保（営利企業に対する兼業を可とする規制緩和、文部省本省倫理規程、治験の取り扱いの改正）

(3)国際競争（産学競争のルールを米国に学ぶべきである）

2) 産学協力の範囲と提言について

(1)禁止：公金の運用の審査等に係わる教員と、運用の結果の影響が及ぶ企業との間の産学協力を禁止する。許認可についても同様である。

(2)推進：国際競争が可能な条件の整備と、公開性・透明性の確保のための仕組みを工夫す

る。

①教員を対象にした学内倫理規程を設ける。また初任者研修等を通じて、産学協力の主旨、公開性、兼業、交流等に関するモラルの高揚に努める。

②部局内に審査委員会等を設け、点検・評価を行う。また謝金等についても透明性を確保する。

③米国等の大学と対等な競争ができるための条件の整備（大学内にリエゾン機能を含む知的財産の移転の部署を育成する。企業が負担する研究経費の中にオーバーヘッド分を積算して、大学の研究教育環境・機能の向上に資する慣行を確立する。大学の責任で運営することができる特許とその仕組みをつくる。大学間の自由競争を促進し、大学と教員の利益を図る）

④その他（奨学寄附金・委任経理金の簡素化、財団資金のメリットなど）

ついで、林研究協力室長から、配付資料「新しい産学協働の構築を目指して」 「大学と産業界との研究協力」に基づき次のような説明があった。

文部省は産学協力の問題について、調査研究協力者会議を設けて、具体的に兼業の規制緩和、或いは休職して共同研究を行うため相手企業に行く場合、退職手当等に不利益を被らないような措置を講ずる等の検討を行った。更に、従来は大学の中だけしか認められなかった共同研究を相手方の企業で行うこと、場合によっては大学の外の第三セクター方式による機関において共同研究が公務として行い得るように拡大を図り、一連の規制緩和の流れに添って制度改善を行ったところである。このような制度をより有効に活用されると共に産学連携に当たっての

透明性の確保・兼業の緩和或いは共同研究の場の拡大、学内手続きの明確化、審査会の整備、更には情報開示というようなことを含めて、産学の連携の促進を図れるよう各大学にお願いして行きたいと考えている。また、先程話があったリエゾン機能の問題は、文部省では知的財産の活用、大学の研究成果をできるだけ社会に還元するという観点にたち、特許庁・通産省と協議を始めている。具体的には、現在大学の特許の9割方は個人に帰属しているので、それをどのように市場化していくのか、どうマーケットメカニズムにのせるかについて検討している。国有化するものについては、現在、日本学術振興会を通じて国有特許という形で出願登録され、科学技術振興事業団から企業に渡るという一応の仕組みはできている。

奨学寄附金については他の国立研究機関から羨望視されている。共同研究経費や受託研究経費と異なり、学長に一旦支出されるので年度における繰り越しや、目間の流用も弾力的に行えるということで先生方個人にとっては使い勝手が大変良い、便利な制度である。この奨学寄附金の中からオーバーヘッド的なものを取り出すことについては、大学によっては既に実施しているところもあると聞いており、大学全体或いは学部部の合意があれば必ずしも違法ではないと思う。また受託研究経費はオーバーヘッド（光熱水料等）として30%が積算されており既に制度化されている。

以上の説明があったのち、次のような問題について質疑応答・意見交換が行われた。

- アメリカのオーバーヘッドについて
- リエゾンやインキュベータ等学内の支援組織の整備、研究コーディネーターの育成について

- 第三セクター型の協力をを行う場合、大学の中に組織・建物を作ることができるか等の問題について
- 共同研究のため大学のキャンパスを企業等に貸与することについて
- 地財法について
- 共同研究センターの整備充実について
- 財団（後援法人・研究助成法人）を設立する場合の条件、問題点等について
- 第三セクター方式による大学へのバックアップについて

以上の意見交換があったのち、委員長から、本日は文部省から種々ご示唆頂いたので、阿部委員に本日までの議論の整理をお願いし、次回（6月2日開催予定）は6月の総会に報告を行うための纏めをしたいと述べられ、了承された。

5. 助手問題について

委員長から、次のように述べられた。

この問題については、第1・第4・第7常置委員会でそれぞれ所管事項と関連する内容を個別に検討して、時機をみて合同の委員会を開催することとなっている。本委員会は直接的に助手の在り方等を検討する委員会ではないが、所管している課題とも微妙に関係してくるので議論をしておきたい。本日は丹保委員に叩き台として問題点の整理をお願いしたので説明頂きたい。

ついで、同委員から配付資料に基づき次のような説明があった。

1) 助手（現在18,000人弱）の実際の仕事の種類

理系の実験系の学部・大学院研究科にその大きな割合が所属している。教授・助教授を助け教育研究を遂行する実働グループの核で

ある場合が多い。また、大型の実験施設や教育研究支援施設に配置されて、その運用の実働グループの中心として、技官的な仕事でありながら、技官より研究色の強い開発的な部分を持った日常的な仕事を行っている。学生の実験実習の実施の中心である場合が多い。

文系の大学・学部には比較的少ない数しか配置されていない。研究的な助手と、図書の維持管理や教材の準備といった研究秘書の役割をもつ者も少なくない。前者は助教授へのキャリアパスとして、優れた学部卒業生または修士から教官への修業過程として用いられている場合（社会科学系に見られる）もある。このような場合、任期を付されていることがある。

医学系の学部の附属病院には診療科に属する多くの助手がいるとともに、学部の助手も医師として診療に携わる。多くの非常勤医員が附属病院にいる。殆ど全員医師として特化された仕事をしており、補助的な業務には就いていない。

研究所系の助手は、機器の運転管理を担当業務とし、且つ当該機器に関する研究開発能力を期待される、高級な技官的な仕事を任務とする者と、研究者として自立的な仕事を進めている者がある。

他に、様々な能力を期待されながら、学問・技術の進化に取り残される等の事があって、助教授・教授に昇格してより責任ある仕事に就くことが出来ず、その地位に止め置かれ、組織の力となりがたいまま長年推移し、高齢化してしまう残念な場合も少なくない。

2) 助手制度の問題点

教特法によると、助手は教員に準ずる教官であり、独立して教育の責任者となれない。

従って、講義はもちろんの事、演習についても単独で担当することを得ない。20~30年も以前のことであれば、学部卒業後直ちに助手としてその任につく場合が多く、助手という役割が無理なく理解され、多くの場合に学位を目指す研究を同時に進め、教育と研究のキャリアを安定した位置で積むことが出来た。

ところが、今日のように大学院を経て助手になるということが一般的になってくると、博士の学位をもった人間をどの様に扱うべきかが問題となる。更に、PD制度が充実して、一万人計画が具体的なものとなると（現在約三千人）、現在の助手の半ば以上のDC、PDの研究者が生まれることになる。博士の学位をもち数年以上の研究経験を経た場合には、初任ポストはラインであれば助教授、スタッフであれば講師と言うことが世界の常識ではないだろうか。又、研究に専念するポストであれば、上級研究員とすればよいのではなからうか。

大学院の充実が進められているとき、文系・社会科学系の場合にままた見られる、学部卒業者を助手として公務員としての全給与を与えて、研究者・教員を養成すると言うことは、いかがなものであろうか。文系・社会科学系の幾つかの学部で大学院を充実させ得ずにおいて、国際的にも学位授与プロセスのあまりの違いに違和感をもたらししていると聴く事とも関連しているように思う。

医学系の助手の相当の部分が研究経歴が極めて優れていて、年齢も高いのに、教員として遇されていないことは大きな問題である。日本の医系の大学の教員数（教授・助教授）

がアメリカの同規模の医学部に比して極めて少ないのもこの様な事によるのかもしれない。医員を指導し、学生をリードする独立の教員とすべきではないのであろうか。

教官が、教員でない教官（助手）と教員に分かれていることが、大学院が充実しPDが教官のキャリアパスとして普通になってきたときに、意味のあることであらうか。

一方、実験システムを維持管理し、研究教育を支援する字義どおり助手的役割を担っている助手は、上級技官等の専門職の系列に置き、技術職員のグレードアップと重ねて処遇することを考えるべきではなからうか。

3) 一つの考え方

教授、準教授（現助教授）、助教授（現助手の半数程度、PD経由の初任ポスト）、講師（現助手の1/4程度か？ 任期5年のポスト、DCから任用、医学部などで考えられるか？）

上級技官（現助手の1/4程度か？ 現在の技官の上級専門職化との関わりも考えてその部分を加えて総定員を増すことも可能。基本的には教員ではないが、教員に進むことも可）、一般の技官（行一）がこれと関連づけて扱える。支援を主目的としたレベルの補償されたスタッフが必要である。RA、TAは講師、上級技官の直接的な協業的指導のもとに教育・研究支援を果たす。

以上の説明について意見交換が行われたのち、委員長から本件については次回も引き続き審議頂きたい旨述べられ、了承された。

最後に、今回は6月2日（月）に開催することとし、以上をもって本日の議事を終了した。

医学教育特別委員会

日 時 平成9年2月13日(木) 10:00~13:00

場 所 国立大学協会会議室

出席者 石川委員長

坪井, 丸山, 鈴木, 武藤, 佐々木, 岡田各委員

池, 武藤, 大山各専門委員

(文部省) 寺脇医学教育課長, 大西企画係長

石川委員長主宰のもとに開会。

〔議 事〕

1. 医学教育をめぐる動きについて

寺脇医学教育課長から、次のような報告があった。

- 文部省では、厚生省と共催し卒後臨床研修に関する検討会を近く発足する予定である。
- 文部省, 厚生省, 日本医師会で、医学教育のみでなく医師の生涯学習まで含めた取り組みを検討する定期的会合を近々発足する予定である。
- 文部省, 厚生省の共通の課題として、現在国で運営している病院の民営化の問題がある。行政改革の議論の中で、文部省にとっては、国立大学の民営化が今後の大きなテーマとなりうるが、国立大学附属病院だけでも民営化せよとの議論もあり得るので、今後は国立大学の附属病院でなければならない理由を打ち出していかなければならない。
- 厚生省では、医療費抑制のための改革に着手しようとしており、これも突き詰めると医師数の過剰, 医学部入学定員の問題となる。
- 21世紀医学・医療懇談会(以下「懇談会」という。)の教育部会では、医療人教育の中に福祉, 介護の考え方をどのように位置づけていくか審議している。これに伴い文部省でも、今後は福祉, 介護の問題を医学教育課が担当

し、医療, 福祉, 保健について総合的に扱うこととしている。

- 懇談会の教育病院部会では、卒後臨床研修, 実習等が増加する大学病院の在り方を検討しているが、とくに看護, 薬学系の実習を病院でどのように受け止めていくか検討している。
- 研究部会では、現在大学院の在り方について関係方面からのヒヤリングをしており、審議を継続していく。

2. 医学部(医学科)の4年制コースについて

委員長から、次のような説明があった。

前回の委員会で、入試の多様化と関連して編入学制度を考えた方が良いとのことになった。委員会では医学教育の現状を前提にすると2年次編入の方が実施しやすいとの意見もあったが、一方21世紀医学・医療懇談会では、4年制大学卒業者を入学させる4年制の医学部の創設が検討されていることもあり、専門委員会では将来の医学教育体制を勘案すると2年次編入より、3年次編入制を考えることが妥当であろうとのことになった。しかし3年次編入のためのカリキュラムについて、現行の6年一貫制のカリキュラムを手直しして適用することは、シミュレーションの結果無理であることが判ったので、3年次編入制の実施については、今までの医学教育の見直しを行い、新たな視点から4年

制の医学教育コースを創設した方が良いということになり、別紙のとおり、医学教育の改革に繋がる「医学部（医学科）4年制コースの創設」として提言案を作成した。

この4年制コースは、従来の医学部入試、医学教育の持つ歪みを是正し、眞に医学を志す、かつ他学部の4年間で学習を生かせる人を入学させ優れた医師、医学研究者、教育者を養成するとの考え方であり、このコースは、まず定員の一部分について試行してみて、良い方向に向いたならば、その時点で全面的に移行していくのが妥当という考えである。したがって、当分の間は、高校卒業者を入学させ教育する6年一貫教育と学士を編入学させ教育する4年制のコースの2本建てのコースで医学部教育が行われることになるが、この基本姿勢についてご意見を伺いたい。

以上の説明ののち、各委員により次のような意見交換が行われた。

○ 専門委員会は、初めから、4年制コース実現を目的に議論を始めたのか、数年前から議論して多くの大学で今まで6年一貫教育の体制を進めてきたのに急にそれを変更する感じがする。提案の文面では、将来医学教育は4年制に向かうことが良いものとして決まったような印象である。入試でも教育でもフラフラしていて航路が定まっていないような感じがする。一度決めたら10年位続けることが必要である。各大学が大学自治により判断して教育を実施するのは結構だが、6年一貫教育のコースが悪く4年制コースが良いのか否かはまだ判らない。専門委員会で4年制医学教育についてきちんと議論したのかどうか。米国の4年制の医学教育がかならずしも全部良いとは限らない。

現在、学生の質を問題にして入試や教育課程を議論しているが、教官がどれだけ教育に時間を使い、どれだけ教育者の責任を果たしているのか考えることも必要である。

○ 文部省での調査によると13の大学では4年制医学教育の方向を良いものと考えているようであり、そういう中で本委員会がそれは困るとはいえない事情もある。今の6年一貫制の医学教育が最高という判断であるならば別として、そうでなければ4年制の医学教育も試行してみて、どちらが良いのか検討し、双方の良い点を生かしていかなければならない。この案は今の医学教育の閉塞感を打破し、少しでも医学教育の改善に繋がるのではないかと思考えたものである。

○ 文部省としては、委員会の提言を頂き、それを応援するものであり、この案は21世紀医学・医療懇談会の提言を勘案して本委員会が出した案であると思う。

○ 専門委員会では、4年制医学教育のコースを考えた方がよい、またその導入に当たっては、同時に医学教育を改革すべきであるとの意見であった。この案は懇談会で編入学や将来4年制メディカルスクールを創設することについて検討されているのに対し要望するものとして理解されたい。

○ 懇談会は文部省の指示により検討したものではない。日本の医学教育は皆金太郎飴のようであり、多様性をもたらしたら良いのではないかというのが議論の発端であった。

○ 他学部は医学部に比し、教養教育の取得単位が少ないので、この案を実施するなら編入学者には教養教育を補習する必要がある。また6年一貫制の単科の医科大学や大学全体で調整して6年一貫の医学教育をしている総合

大学もこの案を実施するのは困る点がある。したがって3年次に編入学させる4年制コースでなければならないということではなく、編入学について2年次編入も含め各大学に任せるべきである。

私見としては、将来的には医学教育は大学院大学で行うようにしたらどうかと思う。公・私立大学を含め医学教育をどのようにするか検討する必要がある。

- 専門委員会が4年制コース案を考えたのは他学部卒業者が他学部で学んだ専門分野の力をこの教育コースで生かせるのではないか、また人間教育も高校卒より受けてきているのではないかというのが大きな理由である。
 - この案の編入学の資格について、学士のみでなく教養教育を習得した学部在生も含ませたらどうか、両者に余り違いはないと思う。
 - 従来も学士入学の形で編入を認めている例はある。この案の特徴は学士入学者を3年次に編入させて特別に4年制の教育コースをつくり教育する点にある。在学者を編入させることについては別の問題として考えるべきである。
 - この案は、4年制であるが、専門学部で学んだ者を医学教育する点で、米国のように教養大学卒業者を4年間医学教育するのとは異なる。
 - 提言案の理念は理解できるが、これが人員、予算、教育についての意識等が不足している日本の医学の現実の中でどのようになるのか判らない。米国などは人員も日本の3倍以上がいて、教官も良く勉強している。日本もそのようにならなければならない。
- 以上の意見交換ののち、委員長から、次のように述べた承された。

① 委員各位の以上のご意見をもとに文案中の次の部分等について、修正等を行うこととしたい。またその修正文案を各委員にお送りしご意見を頂いたうえで、理事会に付議し、承認を得たら医学教育特別委員会の名で公表提言することとし、6月の総会で承認を得たら国大協の提言とすることとしたい。

- 「編入制による4年制コースの早急な導入を委員会案として提言する。」の「早急」を削る。
 - 「3年次編入による4年制コースを、平成10年度以降各大学の判断で、できるだけ速やかに実施することを提言する。」の「できるだけ速やかに」を削る。
 - 「さらに大学が納得するまで、募集を繰り返すことも必要である。」を削る。
 - 人数の「現定員内で、各大学が定める」の註の「当初10人程度（定員内）が妥当であるとの考えがある。」を削る。
- ② この編入学制度を実施するには、予め入試方法など公表する必要がある。また実施のためには定員関係をどのようにするか整理も必要である。平成10年度から実施を希望する大学等があった場合は、文部省の方で事務的に調整支援して頂くようお願いしたい。

3. 委員交代について

学長の任期満了に伴う後任委員の委嘱について、下記のとおり諮られ、理事会の承認を得て委嘱することが了承された。また文書により各委員の了承を得て委嘱した池 康嘉専門委員（群馬大学医学部教授）の紹介があった。

(前任) (後任) (発令日)

熊本大学長 森野能昌 江口吾朗 8.11.20
徳島大学長 武田克之 齋藤史郎 9.1.10

4. その他

鈴木委員から次のように説明があった。

文部省で、大学審議会答申の趣旨等を踏まえ、魅力あるコア・カリキュラムの研究開発推進事業を行うことになり、6分野に分かれて調査研

究することになったが、医学・歯学のカリキュラム・モデル作成については東京医科歯科大学が拠点校となって行うことになったので各位のご協力をお願いしたい。

以上をもって本日の議事を終了した。

／ 諸 会 合 ／

平成9年1月～4月

- | | | |
|----------|-------|---------------------------|
| 1月17日(金) | 13:00 | 第7常置委員会 |
| | 13:30 | 医学教育特別委員会専門委員会 |
| 23日(木) | 13:30 | 第4常置委員会作業委員会 |
| 27日(月) | 15:30 | 第5常置委員会・UMAP小委員会合同委員会 |
| 28日(火) | 10:30 | 教員養成特別委員会作業委員会 |
| 2月6日(木) | 10:00 | 常務理事会 |
| 13日(木) | 10:00 | 医学教育特別委員会 |
| 21日(金) | 13:00 | 第7常置委員会 |
| 27日(木) | 13:30 | 第2常置委員会入試将来ビジョン検討小委員会 |
| 28日(金) | 10:30 | 教員養成特別委員会作業委員会 |
| 3月3日(月) | 13:00 | 理事会 |
| | 16:30 | 常務理事会 |
| 10日(月) | 10:00 | 国立大学の在り方と使命に関する特別委員会 |
| 14日(金) | 13:30 | 第3常置委員会 |
| 17日(月) | 10:30 | 第4常置委員会作業委員会 |
| | 13:30 | 第6常置委員会・学生納付金等検討小委員会合同委員会 |
| 24日(水) | 14:00 | 国立大学の在り方と使命に関する特別委員会 |
| 27日(木) | 10:00 | 第5常置委員会UMAP小委員会 |
| 4月3日(木) | 16:30 | 第7常置委員会 |
| | 15:00 | 国立大学の在り方と使命に関する特別委員会 |
| 14日(月) | 15:00 | 国立大学の在り方と使命に関する特別委員会 |
| 25日(金) | 10:00 | 第4常置委員会作業委員会 |
| | 13:30 | 第3常置委員会SCS小委員会 |
| 30日(水) | 13:00 | 第7常置委員会 |

予算・決算

平成8年度国立大学協会歳入歳出決算

平成9年6月2日理事会

平成9年6月第100回総会

科 目	予算額	流用額	予算現額	決算額	差引額	摘 要
[歳入の部]	円 223,182,000	円 0	円 223,182,000	円 223,097,024	円 △ 84,976	
(1) 会 費	173,243,000	0	173,243,000	173,243,000	0	98大学会費
(2) 預 金 利 子	450,000	0	450,000	257,924	△ 192,076	銀行預金(定期・普通)利子
(3) 雑 収 入	100,000	0	100,000	207,100	107,100	報告書頒布収入等
(4) 前年度繰越	49,389,000	0	49,389,000	49,389,000	0	
[歳出の部]	223,182,000	0	223,182,000	156,142,024	67,039,976	
1. 事業費	83,400,000	0	83,400,000	65,728,033	17,671,967	
(1) 総 会 費	6,500,000	0	6,500,000	6,009,284	490,716	総会・事務連絡会議の会場費等
(2) 役員会費	1,500,000	0	1,500,000	940,749	559,251	理事会・幹事会経費
(3) 委員会費	2,700,000	0	2,700,000	1,410,018	1,289,982	各委員会等の会場費等
(4) 会報発行費	4,000,000	0	4,000,000	3,621,812	378,188	会報の印刷費・送料等
(5) 調査研究費	5,500,000	0	5,500,000	4,145,994	1,354,006	参考図書・資料印刷費等
(6) 会議旅費	55,000,000	0	55,000,000	44,058,950	10,941,050	総会・理事会・委員会等出席旅費
(7) 図書・資料頒布費	1,000,000	0	1,000,000	0	1,000,000	委員会報告書印刷費等
(8) 通 信 費	3,200,000	0	3,200,000	2,863,075	336,925	郵便切手・はがき・電話料等
(9) 国際交流費	4,000,000	0	4,000,000	2,678,151	1,321,849	UMAP関係外国旅費等
2. 事務費	90,100,000	1,467,883	91,567,883	90,413,991	1,153,892	
(1) 諸 給 与	72,600,000	1,415,904	74,015,904	74,015,904	0	職員の給料, 諸手当
(2) 備 品 費	500,000	0	500,000	0	500,000	事務用家具・器具類
(3) 借 用 料	2,500,000	0	2,500,000	2,308,022	191,978	事務局土地建物借料
(4) 消 耗 品 費	800,000	0	800,000	745,331	54,669	用紙・事務用品等
(5) 旅費・交通費	2,700,000	0	2,700,000	2,321,750	378,250	職員の通勤費, 事務連絡旅費等
(6) 庁用諸費	2,500,000	0	2,500,000	2,471,005	28,995	光熱水料その他
(7) 被保険者事業主負担金	5,500,000	51,979	5,551,979	5,551,979	0	社会保険事業主負担金
(8) 退職給与引当金	3,000,000	0	3,000,000	3,000,000	0	
3. 予 備 費	49,682,000	△1,467,883	48,214,117	0	48,214,117	
翌年度繰越額					66,955,000	

平成9年度国立大学協会歳入歳出予算(案)

平成9年3月3日理事会

平成9年6月第100回総会

科 目	予 算 額	前年度予算額	差引増減額	摘 要
	千円	千円	千円	
[歳 入 の 部]	252,871	223,182	29,689	
(1) 会 費	185,646	173,243	12,403	98大学会費
(2) 預 金 利 子	220	450	△ 230	定期・普通預金利子
(3) 雑 収 入	50	100	△ 50	報告書頒布収入等
(4) 前 年 度 繰 越	66,955	49,389	17,566	
[歳 出 の 部]	252,871	223,182	29,689	
1. 事 業 費	85,200	83,400	1,800	
(1) 総 会 費	6,500	6,500	0	総会・事務連絡会議会場費その他
(2) 役 員 会 費	1,500	1,500	0	理事会・常務理事会・幹事会経費等
(3) 委 員 会 費	2,700	2,700	0	各委員会等の会場費その他諸経費
(4) 会 報 発 行 費	4,000	4,000	0	年4回発行印刷製本・謝金・送料等
(5) 調 査 研 究 費	5,500	5,500	0	参考図書, 資料印刷等
(6) 会 議 旅 費	55,000	55,000	0	総会・理事会・各委員会等出席旅費
(7) 図 書 ・ 資 料 頒 布 費	1,000	1,000	0	委員会報告書印刷費等
(8) 通 信 費	4,000	3,200	800	郵便切手・はがき・電話料等
(9) 国 際 交 流 費	5,000	4,000	1,000	外国旅費・UMAP先行事務局経費等
2. 事 務 費	94,400	90,100	4,300	
(1) 諸 給 与	74,000	72,600	1,400	職員の給料・諸手当
(2) 備 品 費	500	500	0	事務用家具・器具類
(3) 借 用 料	2,500	2,500	0	事務局建物借料
(4) 消 耗 品 費	800	800	0	封筒・用紙・文具類
(5) 旅 費 ・ 交 通 費	2,700	2,700	0	職員通勤費, 事務連絡旅費等
(6) 庁 用 諸 費	3,000	2,500	500	光熱水料その他
(7) 被 保 険 者 事 業 主 負 担 金	5,900	5,500	400	職員加入社会保険事業主負担金
(8) 退 職 給 与 引 当 金	5,000	3,000	2,000	
3. 予 備 費	43,271	49,682	△ 6,411	
4. 積 立 金	30,000	0	30,000	

そ の 他

(平成9年3月2日～平成9年6月13日まで)

■特別委員会の設置

○ 国立大学の在り方と使命に関する特別委員会

- | | | |
|-----|-------|------------------|
| 委員長 | 阿部 謹也 | (一橋大学長) |
| 委員 | 木村 孟 | (東京工業大学長) |
| 〃 | 中嶋 嶺雄 | (東京外国語大学長) |
| 〃 | 武藤 輝一 | (新潟大学長) |
| 〃 | 慶伊 富長 | (北陸先端科学技術大学院大学長) |
| 〃 | 馬渡 尚憲 | (東北大学教授) |
| 〃 | 宮島 洋 | (東京大学教授) |
| 〃 | 金子 元久 | (東京大学教授) |
| 〃 | 中谷 徹 | (一橋大学教授) |
| 〃 | 岸本 重陳 | (横浜国立大学教授) |
| 〃 | 野村 浩康 | (名古屋大学副学長) |
| 〃 | 潮木 守一 | (名古屋大学教授) |
| 〃 | 田中 成明 | (京都大学教授) |
| 〃 | 吉田 和男 | (京都大学教授) |
| 〃 | 丸山 正樹 | (京都大学教授) |
| 〃 | 猪木 武徳 | (大阪大学教授) |
| 〃 | 天野 郁夫 | (国立学校財務センター教授) |

■小委員会の設置

○ 第3常置委員会SCS小委員会

- | | | |
|-----|-------|-------------|
| 委員長 | 久々宮 久 | (東京商船大学長) |
| 委員 | 吉田 政幸 | (図書館情報大学長) |
| 〃 | 有山 正孝 | (電気通信大学長) |
| 〃 | 加藤 章 | (上越教育大学長) |
| 〃 | 後藤 圭司 | (豊橋技術科学大学長) |
| 〃 | 池田 修 | (大阪外国語大学長) |
| 〃 | 高橋 和郎 | (鳥取大学長) |

- 委員 佐伯 胖 (東京大学教授)
 // 清水 康敬 (東京工業大学教授)
 // 小川 明 (名古屋大学教授)
 // 近藤 喜美夫 (メディア教育開発センター教授)

■学長等の異動

○ 役員の交代

	(新任)	(前任)
会長	井村 裕夫 (京都大学長)	吉川 弘之 (東京大学長)

○ 学長の交代

(大学)	(新任)	(前任)
室蘭工業大学	泉 清人	荒川 卓
東京大学	蓮 實重彦	吉川 弘之
横浜国立大学	板垣 浩	野村 東太
富山大学	時澤 貢	小黒 千足
福井大学	児嶋 眞平	神野 博
静岡大学	佐藤 博明	永井 衛
滋賀医科大学	小澤 和恵	岡田 慶夫
奈良女子大学	丹羽 雅子	田村 倭
奈良先端科学技術 大学院大学	山田 康之	櫻井 洸
香川医科大学	田中 聡	入野 昭三

○ 委員の委嘱

(委員会)	(新任)	(前任)
第6常置委員会 学生納付金等検 討小委員会	原 政敏 (東京大学経理部長)	
第2常置委員会	小柳 敏郎 (帯広畜産大学教授)	阿部 博之 (東北大学教授)
医学教育特別 委員会	齋藤 史郎 (徳島大学長)	武田 克之 (徳島大学長)
	江口 吾朗 (熊本大学長)	森野 能昌 (熊本大学長)
	児嶋 眞平 (福井大学長)	神野 博 (福井大学長)
	小澤 和恵 (滋賀医科大学長)	岡田 慶夫 (滋賀医科大学長)

	(新 任)	(前 任)
第5常置委員会 JUSSEP小委員会	中 村 収 三 (大阪大学教授)	西 口 光 一 (大阪大学教授)

○ 専門委員の委嘱

(委員会)	(新 任)
医学教育特別 委員会	池 康 嘉 (群馬大学教授)
第4常置委員会	中 原 勇 夫 (東京大学総務部長)
	早 川 明 彦 (東京工業大学庶務部長)

○ 専門委員の委嘱 (継続)

第4常置委員会	渡 邊 彌 (宮崎大学事務局長)
第6常置委員会	原 政 敏 (和歌山大学事務局長)

■ 国立大学協会事務局長の交代

(新 任)	(前 任)
伊 藤 才一郎	滝 沢 源 平
(平成9年4月1日就任)	(平成9年3月31日退任)

国立大学協会の組織

〔 創 立：昭和25年7月13日
会員大学：98国立大学
目 的：国立大学相互の緊密な連絡と協力を図り、
その振興に寄与することを目的とする。 〕

- 総 会 （春秋2回開催。各国立大学の代表者）
- 理 事 会 （会長・副会長を含む理事21名。各常置委員会委員長）
- 常務理事会 （会長，副会長，各常置委員会委員長）
- 監 事 （2名）
- 常置委員会
 - 第1常置委員会（理念，体制・組織，管理運営）
 - 第2常置委員会（入学者選抜）
 - 第3常置委員会（教養教育，学部専門教育，学生生活）
 - 第4常置委員会（教職員の待遇改善）
 - 第5常置委員会（学術交流）
 - 第6常置委員会（財政）
 - 第7常置委員会（研究，大学院，生涯学習，学術情報）
- 常置委員会小委員会
 - 第2常置委員会入試将来ビジョン検討小委員会
〔設置期間：平成8年4月1日～平成10年3月31日〕
 - 第3常置委員会SCS小委員会
〔設置期間：平成9年4月11日～平成11年4月10日〕
 - 第5常置委員会UMAP小委員会
〔設置期間：平成7年12月15日～平成9年12月14日〕
 - 第5常置委員会JUSSEP小委員会
〔設置期間：平成7年12月15日～平成9年12月14日〕
 - 第6常置委員会学生納付金等検討小委員会
〔設置期間：平成8年5月10日～平成10年5月9日〕
- 特別委員会
 - 医学教育特別委員会
〔設置期間：平成8年4月1日～平成10年3月31日〕
 - 教員養成特別委員会
〔設置期間：平成8年4月1日～平成10年3月31日〕
 - 国立大学の在り方と使命に関する特別委員会
〔設置期間：平成9年3月3日～平成11年3月2日〕
- 特別会計制度協議会（国立大学協会と文部省との協議会）

編集後記

- * 事務局は目下、理事会・総会等の準備に追われていますが、総会開催の記録を調べてみますと、昭和25年7月13日、当時70大学あった国立大学の代表者が東京大学附属図書館に集まり国立大学協会創立総会が開催され、当協会が設立されました。それ以降、年2回（春・秋）の通常総会と緊急の問題に対処した臨時の総会を合わせると、この度の6月総会で丁度100回を数えることとなりました。因みに、臨時総会で取り上げられた問題を振り返ってみますと、昭和37年～38年にかけては国立大学管理運営法案の問題、昭和40～41年は科学技術基本法の問題、昭和44年は大学運営臨時措置法の問題、最近では昭和61・63年に受験機会複数化の問題など重要な諸問題があります。このように総会の歴史は、めまぐるしい時代の変遷を反映していることがよくわかります。
- * 本号の「巻頭エッセー」には、加藤名古屋大学長にお願いして「「医は仁術」から「自己決定の医療」への転換の意味するもの」をご寄稿いただきました。ご多忙のところご執筆くださった先生のご厚意に対し感謝申し上げます。
- * 本年4月1日付けで、滝沢源平氏に代わり、国立大学協会事務局長に就任いたしました。皆様方のお力添えを賜り職責を果たしたいと念願しておりますので、前任者同様に格別のご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。（伊藤）

会報発行＝年4回（2月・6月・8月・11月）

平成9年6月10日 印刷
平成9年6月16日 発行（非売品）

会 報 第156号

（第47巻第2号 通巻第156号）

編集兼
発行者 伊藤 才一郎

発行所 国立大学協会事務局

郵便番号 113（東京大学構内）
東京都文京区本郷7丁目3番1号

電 話 03（3812）2111 内線（7950・7951）

03（3813）0647

F A X 03（3818）8656

印刷・製本 文唱堂印刷株式会社